

令和3年3月23日

第105回 神戸市個人情報保護審議会

新たに個人情報等を電子計算機  
処理することについて  
(報告)

新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）

【神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号，類型事項（答申 910 号）別紙 1（条例第 11 条第 1 項）及び別紙 2 に基づく報告事項】

システム名	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
神戸市立博物館 来館予約システム	博物館の来館予約をパソコン，スマートフォン，タブレットから受け付けるシステム。	令和 2 年 1 月 2 4 日から	文化スポーツ局 博物館 管理課
登記・供託オンライン申請システム	法務局より提供される「官公署用申請用総合ソフト」を用い，LGWAN（総合行政ネットワーク）回線からオンラインにて不動産登記申請（嘱託）を行うシステム。	令和 3 年 1 月 4 日から	行財政局 収税課
次期神戸市教育情報基盤サービス (KIIF3) 提供業務の「保護者への連絡ツール」	クラウドサービス「すぐる」を利用した，次期神戸市教育情報基盤サービス (KIIF3) における「保護者への連絡ツール（出欠連絡，通知メール，アンケート機能）」のシステム。	令和 3 年 1 月 4 日から	教育委員会事務局 学校経営支援課
電子問診システム	患者の問診票への記入についてタブレット端末を利用し，視力の弱い患者や手の不自由な患者をサポートするシステム。	令和 3 年 1 月 2 5 日から	地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立神戸アイセンター病院
Web 口座振替受付サービス業務	市税の口座振替の申込をインターネットから受け付けるシステム。	令和 3 年 3 月 1 日から	行財政局 収納管理課

第 105 回神戸市個人情報保護審議会資料

システム名	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
開発登録簿閲覧システム	開発区域・開発許可情報の開発登録簿について、事務室窓口に設置した端末から来庁者が自ら検索・閲覧できるシステム。	令和3年3月1日から	都市局 指導課
院外からの医療情報閲覧システム	病院職員（医師等）が、院外からリモートデスクトップ方式で院内の医療情報システムにアクセスして診療記録を閲覧するシステム。	令和3年3月1日から	地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部
神戸市カメラ画像オンライン照会システム（防犯カメラ画像提供システム）	道路等に設置した防犯カメラの運用と、既存の放置自転車管理システムのネットワークを利用した警察署への画像提供を安全かつ円滑に提供するためのシステム。	令和3年4月1日から	危機管理室
名谷図書館座席管理システム	館内設置の専用端末から、図書館利用 ID（図書館カード番号）を利用して、当日の座席の利用予約を行うシステム。	令和3年4月1日から	文化スポーツ局 中央図書館
神戸市ファミリー・サポート・センター事業における運営支援システム	ファミリー・サポート・センター事業における会員情報の管理や子どもの預かり活動の利用者とサポーターとのマッチングを行うシステム。	令和3年4月1日から	こども家庭局 子ども青少年課

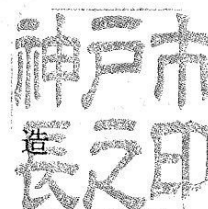
第 105 回神戸市個人情報保護審議会資料

システム名	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
神戸市下水道台帳管理システム	下水道台帳情報、下水道施設への苦情通報情報、浚渫清掃情報等を管理するシステムに対して、閉域通信により庁外の現場作業時にアクセスできる機能を追加する。	令和3年4月1日から	建設局下水道部 管路課
スクールカウンセラー相談 オンライン予約システム	市立学校園における児童生徒と保護者向けのスクールカウンセラーをオンライン上で予約するシステム。	令和3年4月1日から	教育委員会事務局 児童生徒課
生活保護システム（課税調査事務）	生活保護受給者のリストを課税システムに提供し、生活保護受給者の就労先情報から課税調査を行えるようにシステムを改修する。	令和3年6月1日から	福祉局 保護課
Web口座振替受付サービス業務	水道料金の口座振替の申込をインターネットから受け付けるシステム。	令和3年10月1日から	水道局 お客さまサービス課
福祉情報システム（福祉乗車証業務）	福祉情報システムにおいて福祉乗車証の登録情報と身体障害者手帳等の住所情報が自動連携を行えるようにシステムを改修する。	令和4年1月4日から	福祉局 高齢福祉課

(様式4)

神文博館管第732号  
令和2年11月24日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様



神戸市長 久元 喜造

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

神戸市立博物館 来館予約システム

2 システムの概要

博物館へ来館を希望する方が観覧日時予約をパソコン、スマートフォン、タブレットより予約システム（既存パッケージ使用）にアクセスすることにより、観覧予約を受けるシステム。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和2年11月24日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：文化スポーツ局 博物館 三宅

連絡先：391-0035

(様式3)

企情第3931号の2  
令和2年11月24日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

1 件名(システムの名称)

神戸市立博物館 来館予約システム

2 システムの概要

博物館へ来館を希望する方が観覧日時の予約をパソコン、スマートフォン、タブレットより予約システム(既存パッケージ使用)にアクセスすることにより、観覧予約を受けるシステム。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和2年11月24日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

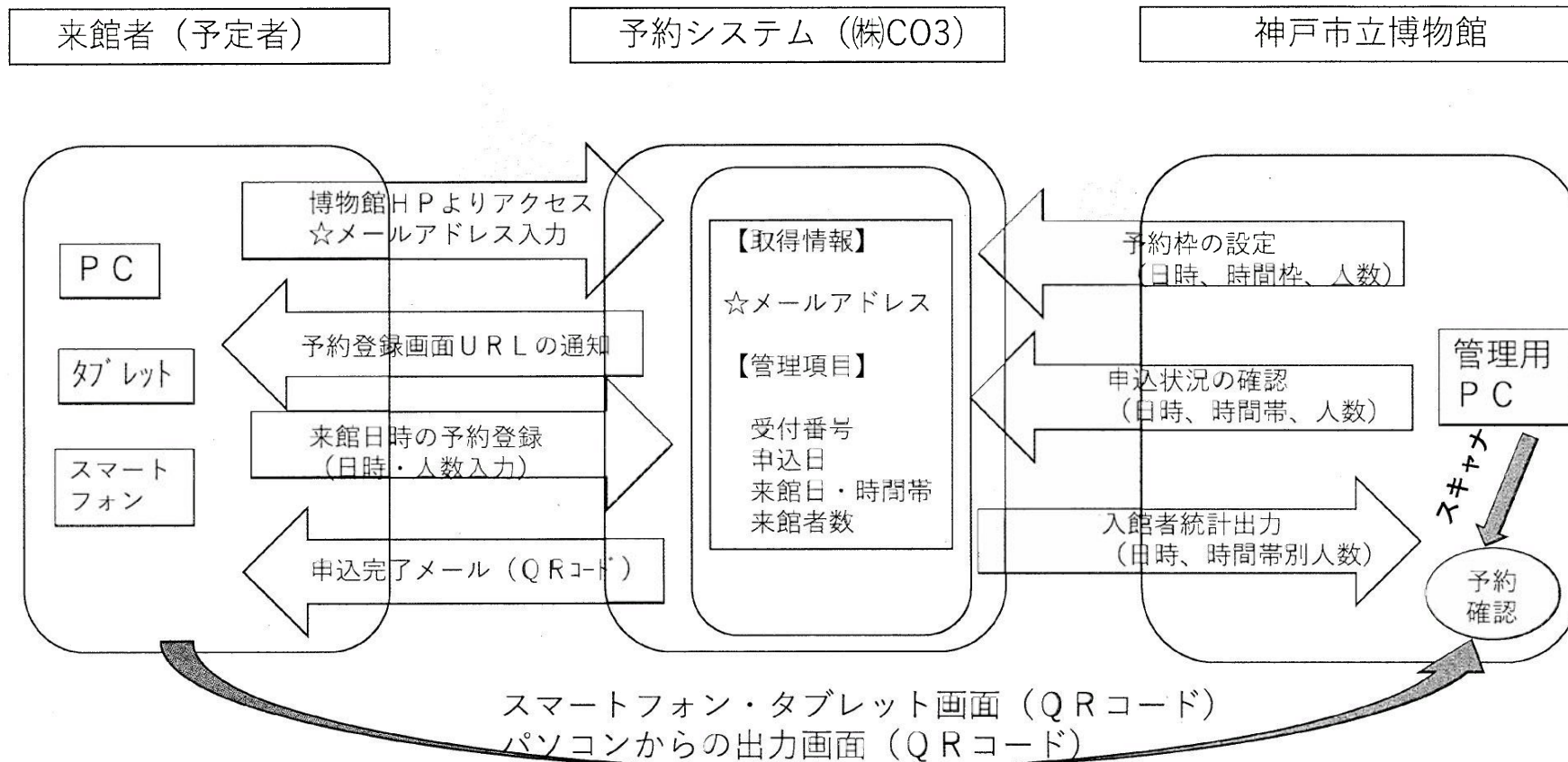
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

文化スポーツ局 博物館 管理課

神戸市立博物館予約システム構成図兼情報の流れ

☆は、取得情報



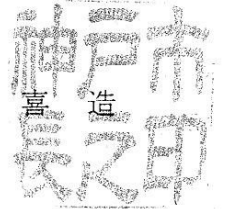


(様式4)

行税込第 1343 号  
令和 3 年 2 月 15 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

- 1 件名（システムの名称）  
（法務局）登記・供託オンライン申請システム
- 2 システムの概要  
法務局より提供される「官公署用申請用総合ソフト」を用い、LGWAN（総合行政ネットワーク）回線を通じて、オンラインにて不動産登記申請処理を行う。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 1 月 4 日から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例 11 条第 1 項 類型 10  
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 担当者及び連絡先  
担当者：行財政局税務部収税課 整理支援担当係長 平泉 武  
連絡先：（直通）078-647-9473



(様式3)

企情第3881号の2  
令和2年12月25日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

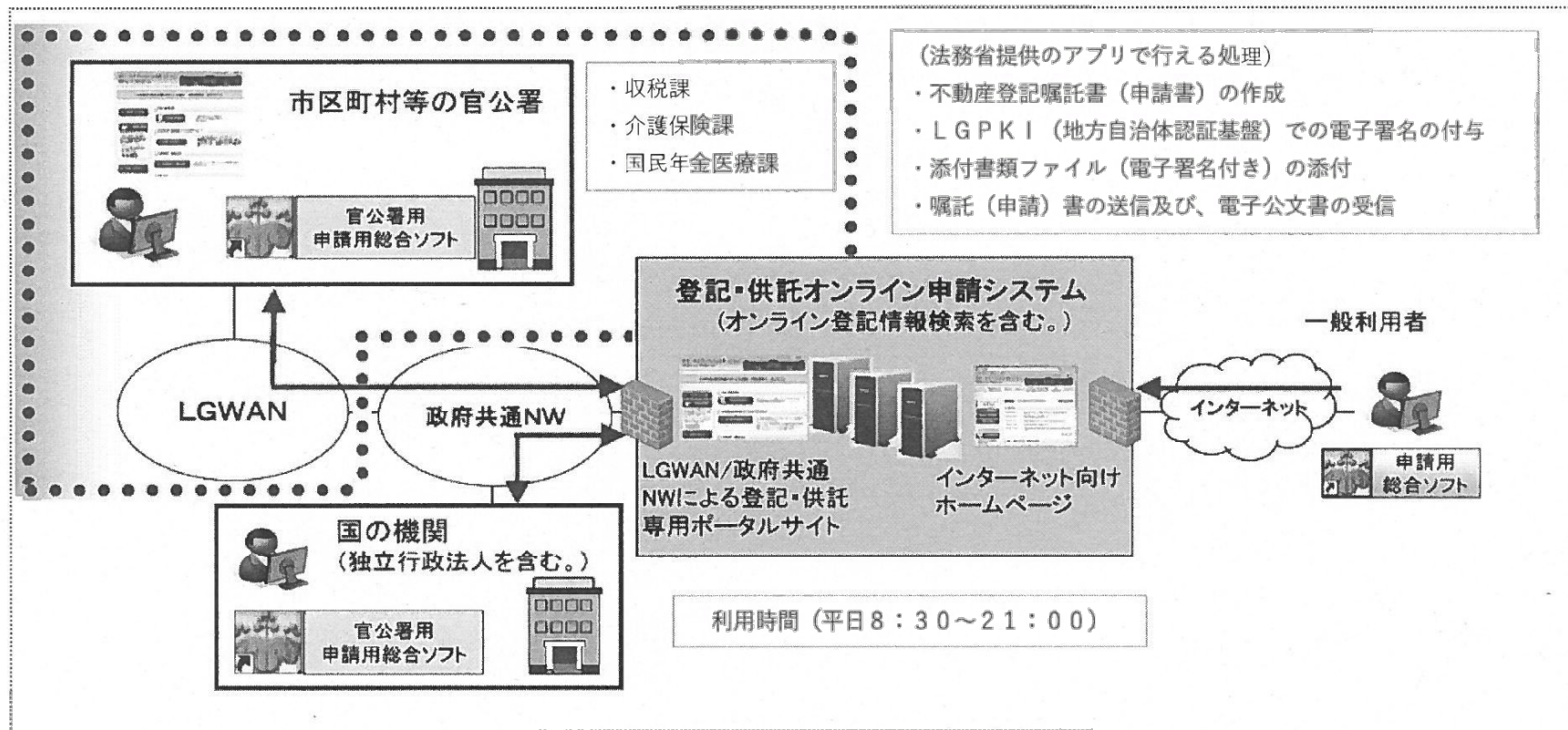
神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

- 1 件名(システムの名称)  
(法務局)登記・供託オンライン申請システム
- 2 システムの概要  
法務局より提供される「官公署用申請用総合ソフト」を用い、LGWAN(総合行政ネットワーク)回線を通じて、オンラインにて不動産登記申請処理を行う。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年 1月 4日から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例11条第1項 類型10  
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関(所属の名称)  
行財政局税務部収税課

## 登記・供託オンライン申請システム構成図



## システムで取り扱う個人情報データの流れ



(様式4)

教委経第 4240 号  
令和 3 年 3 月 12 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長田 淳



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

- 1 件名（システムの名称）  
次期神戸市教育情報基盤サービス(KIIF3)提供業務の「保護者への連絡ツール」
- 2 システムの概要  
クラウド利用の「すぐーる」の機能を活用し、次期神戸市教育情報基盤サービス(KIIF3)提供業務において「保護者への連絡ツール（出欠連絡、通知メール、アンケート機能）」を提供するもの
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年1月試行、令和3年4月本番から
- 6 適用させる類型事項  
条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3  
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 担当者及び連絡先  
担当者：学校経営支援課 溝渕、谷口  
連絡先：直通:984-0668、内線:956-6327、Mail:edu-joho@office.city.kobe.lg.jp

(様式3)

企情第4224号の2  
令和3年3月2日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

- 1 件名(システムの名称)  
次期神戸市教育情報基盤サービス(KIIF3)提供業務の「保護者への連絡ツール」
- 2 システムの概要  
クラウド利用の「すぐーる」の機能を活用し、次期神戸市教育情報基盤サービス(KIIF3)提供業務において「保護者への連絡ツール(出欠連絡、通知メール、アンケート機能)」を提供するもの
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年1月試行、令和3年4月本番から
- 6 適用させる類型事項  
条例11条第1項 類型10、条例11条第2項第2号 類型3  
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関(所属の名称)  
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課

---

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る事前協議

## 次期神戸市教育情報基盤サービス(KIIF3)提供業務 における「保護者への連絡ツール」について

令和2年12月18日  
神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課



### 目次

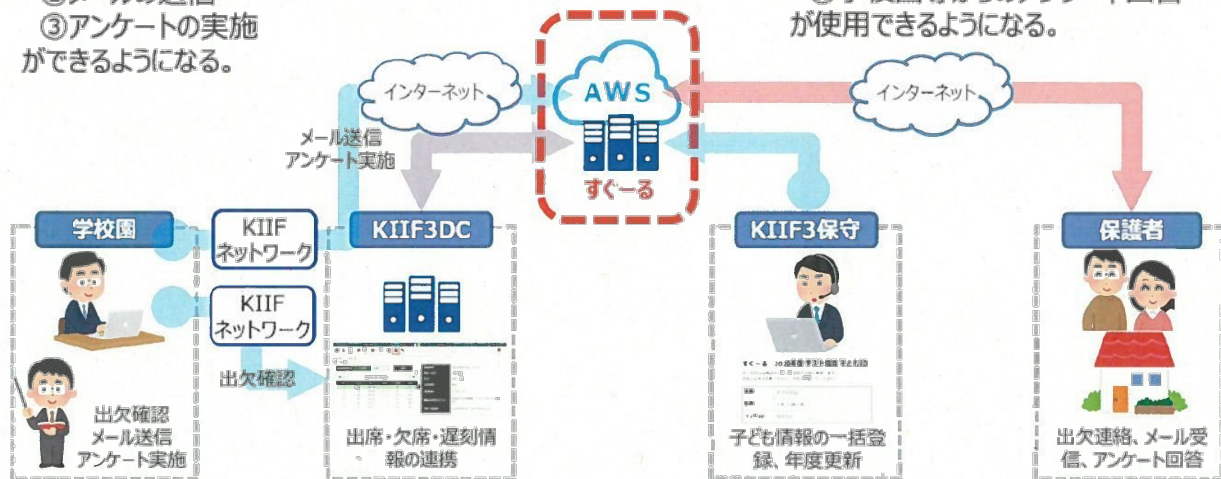
---

1. 構築するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ
2. 個人情報の保護
3. 取扱う個人情報
4. 今後の取り組み



## 1. 構築するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ

1. KIIF3保守事業者が、子ども情報を一括登録を行う。
  - ①「子どもID通知書」の作成
2. 学校園は、保護者に「子どもID通知書」を配付。
3. 保護者は、学校園から配付された「子どもID通知書」に沿って、
  - ①アプリをスマートフォンにダウンロード
  - ②「子どもID」等を入力して登録する。
4. 登録後、アプリを利用して、
  - ①子どもの出席・欠席・遅刻連絡
  - ②学校園等からのメール受信
  - ③学校園等からのアンケート回答が使用できるようになる。
4. 保護者がアプリ登録後、
  - ①グループウェアを使用して「出席・欠席・遅刻情報」の確認
  - ②メールの送信
  - ③アンケートの実施ができるようになる。



## 2. 個人情報の保護

### 1. 保護者での保護

#### (1) 登録時のなりすまし防止

学校園から配付する「子どもID通知書」に記載の

- ①チャンネルコード（学校園番号：QRコード/乱数、11桁で発行）
- ②チャンネルパスワード（学校園登録用Pass：乱数6桁（数字、英文字(大小)、記号））
- ③子どもID（子ども登録用Pass：乱数8桁（数字、英文字(大小)、記号(-%&))

と複雑化することでなりすましを防止する。

#### (2) 複数登録の通知

子どもIDごとに、新たな保護者の登録があった場合、登録済みの保護者へ通知を行い、なりすましを防止する。

### 2. 学校園での保護

#### (1) ID管理

学校園で使用するID（校長・教頭、学年主任、部活担当）のID、Passは管理職にのみ通知し、個別に配付することで、他の教職員への漏えいを防止する。

#### (2) アクセス管理

定期的に使用ログを抽出・管理し、例えば、一括ダウンロード等の不正な利用状況を監視する。

### 3. その他

#### (1) 校長・教頭、学年主任、部活担当毎の権限管理

各区分の権限を必要最小限なものにすることで、登録した子ども情報が流出することを防止する。

### 3. 取扱う個人情報

#### 1. すぐーるに登録する個人情報

##### (1) 子ども情報

①名前、②学校名、③学年、④組、⑤出席番号

##### (2) 欠席連絡時の病名

次の病名を任意で選択可能としている

①風邪(かぜ)、②インフルエンザ、③その他(そのた)、④百日咳(ひやくにちぜき)、⑤麻疹(はしか)  
⑥流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、⑦風しん(ふうしん)、⑧水痘(みずぼうそう)  
⑨咽頭結膜炎(プールねつ)

※病名については、日常的に使用される病名であることから、神戸市情報セキュリティ対策基準(学校編)で定める機密性のうち、2A(直ちに一般公開することを前提としていない)に該当する。

##### (3) 保護者登録時の子どもとの関係(名前、続柄)

保護者の名前の登録と合わせて、次の続柄を任意で選択可能としている

①父(ちち)、②母(はは)、③祖父(そふ)、④祖母(そぼ)、⑤その他(そのた)

#### 2. KIIF3保守業者で使用する個人情報

当初の一括登録、年度更新時の一括登録の際に、子ども情報を提供するが、教育委員会事務局からの提供時はPass付zipで提供する。

また、作業終了後は速やかに提供したデータを消去する運用としている。



### 4. 今後の取り組み

現在、すぐーる提供事業者に対して、KIIF3事業者と協働して使用方法(使用感)だけでなく、セキュリティ面についても改善要望を行っている。

#### 1. KIIF3とすぐーるの接続の改善

・現在はインターネット環境での接続のため、

①グローバルIP制限での制御

②TSL通信による暗号化通信

でのセキュリティ対策が可能である。

・今後、VPN(バーチャル・プライベート・ネットワーク)による接続もできるように、すぐーる提供事業者に対して要望をしている。

#### 2. 学校園のPC以外からの接続の改善

・学校園のPC以外からも接続が可能であるが、現在はID、Passのみの認証である。

・今後、2要素認証ができるように、すぐーる提供事業者に対して要望をしている。



(様式4)

アイ第147号  
令和3年1月15日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

地方独立行政法人神戸市民病院機構  
理事長 橋本 信夫

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

電子問診システム

2 システムの概要

タブレット端末を使用して、問診を行うシステム。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年1月25日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立神戸アイセンター病院

連絡先：宮崎（078-381-9870）



(様式3)

企情第3884号の2  
令和3年1月15日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩二

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

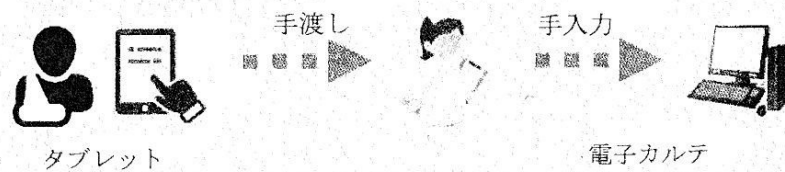
#### 記

- 1 件名(システムの名称)  
電子問診システム
- 2 システムの概要  
タブレット端末を使用して、問診を行うシステム。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年1月25日から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3  
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関(所属の名称)  
神戸市立神戸アイセンター病院

## 1. 構成するシステムの構成図

現在、初診患者に対しては問診票（紙）に受診理由や既往歴、服用中の薬等を記載いただいているが、これを試験的にタブレットに作成したフォーム入力に置き換える。入力したデータは看護師が電子カルテに手入力で転記したうえでその場で削除する。

タブレットと電子カルテシステムは接続されておらず、看護師を介したデータ転記のみである。また、タブレットはスタンドアロンとし、ネットワークには接続しない。



## 2. 問診フォームで入力するデータ

タブレットに作成する問診フォームで入力する項目は以下のとおりで、個人を特定する項目は含まない。

- 患者 ID、受付番号、漢字氏名、カナ氏名、症状、他施設受診の有無、既往歴、内服歴、手術歴、アレルギー情報、来院方法、コンタクトレンズ装着歴、妊娠の有無（女性）

## 3. 問診タブレットのセキュリティ

- ① 職員が起動、ログインしたものを患者に手渡し、患者が入力中は職員が立ち会う。
- ② タブレットには問診フォーム以外のアプリは導入しない。
- ③ 入力が終了したタブレットはその場で回収する。
- ④ 電子カルテに手入力にて転記した後は、即座にタブレットのデータをクリア（破棄）し、保存しない。  
（万が一消去し忘れた場合でも、次回使用時にデータクリアがされているかの確認を行ってから使用する）

## 4. 当該システムの目的・メリット

問診票の入力は、視力の弱い患者にとっては相応の困難を伴う。タブレットを用いて入力を電子化し簡略化する（項目選択や☑で済ませる）ことで患者サービスの向上を図るとともに、判別しにくい文字の識別を無くすこと、問診の質の画一化を図り、職員の負荷低減を図る。

(様式4)

神行税管第 1976 号  
令和 3 年 2 月 8 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

#### 1 件名（システムの名称）

Web口座振替受付サービス業務

#### 2 システムの概要

インターネットでの市税の口座振替申し込み受付を行うことにより、市民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。まず神戸市 HP からヤマトシステム開発（株）の専用サイトにリンクさせ、本人情報や税情報等を入力してもらう。完了すると金融機関のサイトに移動するのでここで本人認証に必要な情報を入力してもらい、金融機関は口座の確認を行う。この結果はヤマトより申込者へ結果通知メールとして送信する。翌日職員が LGWAN を利用して受付結果を事務用 PC でダウンロードし、紙出力する。これを従来の申込書と同様に税システムに入力する。

#### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

#### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

#### 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 3 月 1 日から

#### 6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

(様式3)

企情第3976号の2  
令和3年2月4日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

1 件名(システムの名称)

Web口座振替受付サービス業務

2 システムの概要

インターネットでの市税の口座振替申し込み受付を行うことにより、市民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。まず神戸市HPからヤマトシステム開発(株)の専用サイトにリンクさせ、本人情報や税情報等を入力してもらう。完了すると金融機関のサイトに移動するのでここで本人認証に必要な情報を入力してもらい、金融機関は口座の確認を行う。この結果はヤマトより申込者へ結果通知メールとして送信する。翌日職員がLGWANを利用して受付結果を事務用PCでダウンロードし、紙出力する。これを従来の申込書と同様に税システムに入力する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年3月1日から

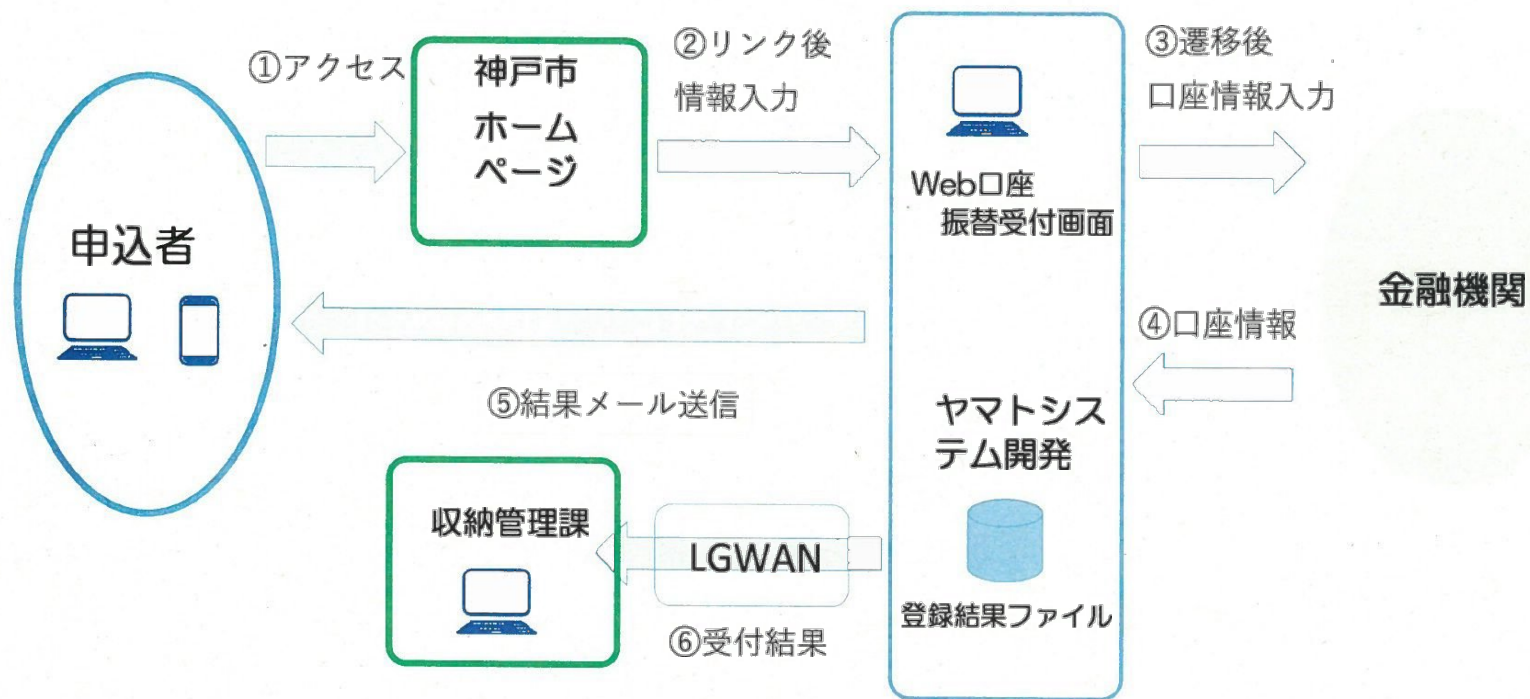
6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

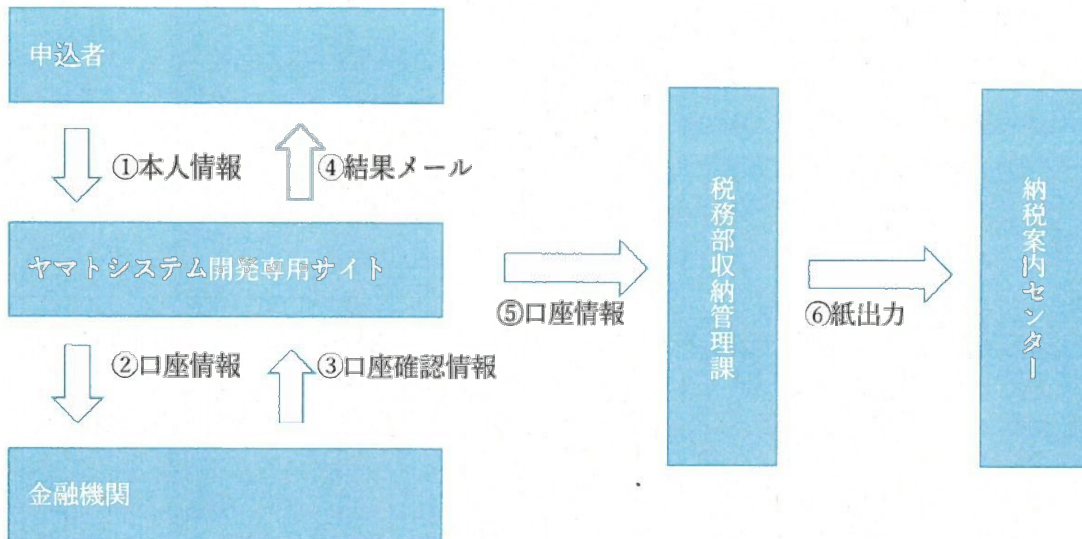
条例11条第1項 類型10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

Web口座振替受付サービス  
システム構成図



## Web 口座振替受付サービス個人情報データの流れ



- ① 申込者は神戸市 HP からヤマトシステム開発(株) (以下「ヤマト」という) の神戸市 Web 口座振替受付サービス専用サイトにアクセス  
ヤマトの専用サイトから必要な情報を入力。  
ここで入力する口座情報については金融機関によって異なる。
- ② 金融機関サイトに遷移  
金融機関によって異なる、引き継がれない口座情報や本人認証に必要な情報 (例えば  
キャッシュカードの暗証番号等) を入力
- ③ 口座情報確認が完了するとヤマトの完了画面に遷移
- ④ 申込者に結果通知メールを送信
- ⑤ ヤマトは 7ZIP でパスワードを付け圧縮した前日の受付データ CSV ファイルを口座振替受付結果サイトにアップロード  
収納管理課の職員は LGWAN を利用して事務用 PC にダウンロード
- ⑥ 紙に出力した受付結果を納税案内センター口座振替担当が税の収滞納システムに入力



(様式4)

都指第 2373 号  
令和 3 年 2 月 25 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）  
開発登録簿閲覧システム

2 システムの概要

来庁者が窓口の住宅地図から開発区域・開発許可番号を確認し、職員が閲覧に供している開発登録簿について、電子機器上で来庁者が自ら検索・閲覧できるシステムを構築する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 3 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：都市局指導課西井  
連絡先：952-4071

(様式3)

企情第4204号の2  
令和3年2月24日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

## 記

### 1 件名(システムの名称)

開発登録簿閲覧システム

### 2 システムの概要

来庁者が窓口の住宅地図から開発区域・開発許可番号を確認し、職員が閲覧に供している開発登録簿について、電子機器上で来庁者が自ら検索・閲覧できるシステムを構築する。

### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

### 5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年3月から

### 6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

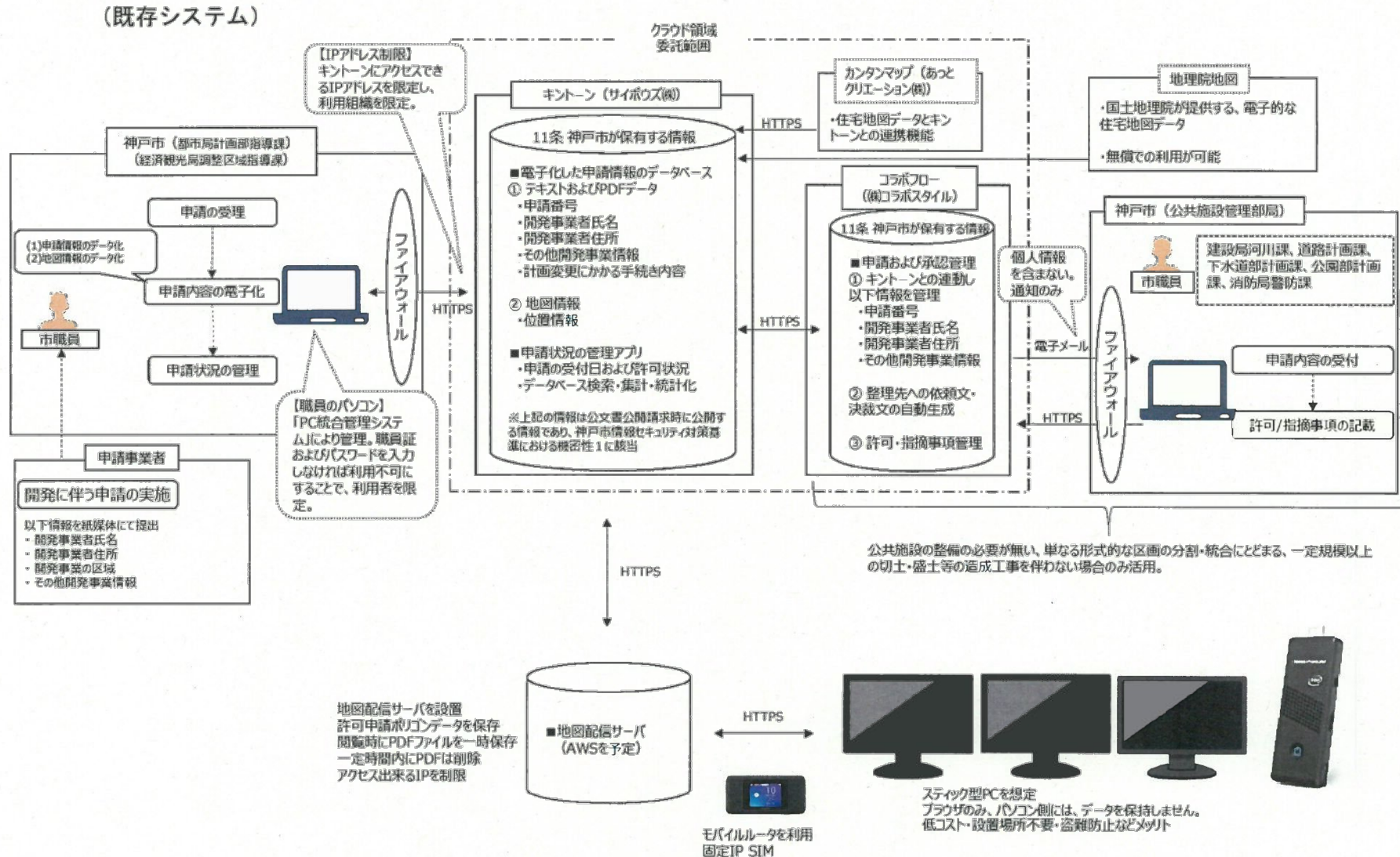
### 7 実施機関(所属の名称)

都市局指導課



# システム構成図兼データフロー図

◆開発許可申請管理システム システム構成図◆



様式第30号 ※開発許可申請システムに登録されている情報の内、以下のマーキングされた情報が開発登録簿閲覧システムで閲覧できる。

開 発 登 録 簿

開発許可番号	令和元年〇月〇日 第 1 2 3 4 号	許地 可位 の基 づく 継	承継 年月日	令和 年 月 日
開発許可を受けた者の住所氏名	神戸市中央区〇〇1丁目〇番〇号 〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇		承継 所 人 氏 の 名	神戸市長田区〇〇1丁目 〇番〇号 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
工事施行者住所氏名	神戸市兵庫区〇〇1丁目〇番〇号 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇			
	開 発 許 可 (令和元年〇月〇日 第1234号)		変 更 許 可 (令和元年〇月〇日 第1235号)	
開発区域の面積	10000㎡ (開発関連区域 300 ㎡)			
開発区域に含まれる地域の名称	神戸市西区〇〇2丁目〇番〇			
予定建築物の用途	〇〇			
法第41条第1項の制限の内容				
法第81条第1項の処分の内容				
法第36条の 工事完了検査	令和2年〇月〇日検査済証第〇〇号 令和2年〇月〇日完了公告第〇〇号			

(様式4)

第 465 号  
令和 3 年 2 月 16 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

地方独立行政法人  
神戸市民病院機構  
理事長 橋本 信夫



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

院外からの医療情報閲覧システム

2 システムの概要

病院職員（医師等）が院外から VPN 回線を利用して、リモートデスクトップ方式で院内の医療情報システムにアクセスして医療情報を閲覧するシステム

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 3 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3  
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課  
連絡先：小前・中島（322-4321 / 左記代表から情報企画課にオペレーション）

(様式3)

企情第3431号の2  
令和3年1月27日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

1 件名(システムの名称)

院外からの医療情報閲覧システム

2 システムの概要

病院職員(医師等)が院外からVPN回線を利用して、リモートデスクトップ方式で院内の医療情報システムにアクセスして医療情報を閲覧するシステム

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年3月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3  
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部

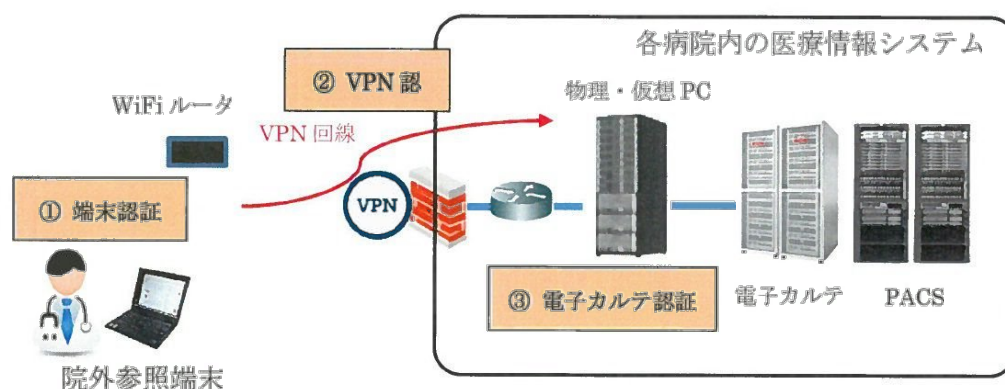
## 1. 構成するシステムの構成図

院外から電子カルテを参照する端末は、WiFi ルータに専用SIMを用いた認証を行い、セキュアに中央市民病院・西市民病院・西神戸医療センターの各々の病院に設置された物理（又は仮想）PCを経由して電子カルテにアクセスを行う。

このアクセスにおけるセキュリティの担保としては、

- ① 端末認証 … 参照端末へのWindows のログイン
- ② VPN認証 … WiFi ルータに専用SIMを用い、VPN認証を実施
- ③ 電子カルテ認証 … 電子カルテへのログイン

の3段階の認証過程を経る必要があると共に、ログアウト後の院外参照端末には、一切、閲覧したデータ等が残らない（消去される）しくみを構築している。



## 2. 取扱う個人情報データの流れ

上図のとおり、各病院内の医療情報システムから院外参照端末に対し、院内のネットワーク及び院外のVPN回線を通じて、診療情報等の個人情報を伝送する。

以上

【システム上のデータ項目】

◎患者基本情報

患者 ID、漢字氏名、カナ氏名、旧姓、性別、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、連絡先、身体計測(身長、体重など)、血液型、アレルギー情報、感染症情報、保険情報、障害情報、介護情報、既往歴、手術歴、家族構成、病名、処方内容、注射内容、処置内容など)、生活背景(飲酒歴、喫煙歴、睡眠、排泄、性格、趣味、補填具など)、女性情報(月経情報、妊娠歴、など)

◎各種オーダー情報

入退院オーダー、処置オーダー、処方オーダー、注射オーダー、検体検査オーダー、細菌検査オーダー、病理検査オーダー、輸血オーダー、リハビリオーダー、食事オーダー、栄養指導オーダー、手術オーダー、チーム医療オーダー、放射線オーダー、放射線治療オーダー、生理検査オーダーなど

◎診療記録・検査結果

初診記録、プログレスノート、手術記録、入院時サマリ、外来サマリ、チーム記録、リハビリ記録、重要部門サマリ、救急記録、検査結果、放射線レポート、生理検査レポート、内視鏡レポート、病理レポート、経過記録、退院サマリ、パスカレンダ、レジメンカレンダ、入院診療計画書、同意書、看護計画など

◎検査画像

放射線検査画像(CT、MR 等)

◎その他

患者掲示板(医療者が共有しておくべき注意事項を記載したもの)情報

以上

(様式4)

危 第 2 4 4 3 号  
令和 3 年 3 月 15 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

神戸市カメラ画像オンライン照会システム（防犯カメラ画像提供システム）

2 システムの概要

防犯カメラ運用システムに関し、既存の放置自転車管理システム（建設局所管）と端末等を共用した各警察署との画像オンライン照会システムを新たに構築することで、各警察署への画像提供を安全かつ円滑に提供することを可能とする。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年4月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：危機管理室 防犯カメラ設置推進担当係長 勝間恒平

連絡先：078-322-6238

(様式3)

企情第4440号の2  
令和3年3月11日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

1 件名(システムの名称)

神戸市カメラ画像オンライン照会システム(防犯カメラ画像提供システム)

2 システムの概要

防犯カメラ運用システムに関し、既存の放置自転車管理システム(建設局所管)と端末等を共用した各警察署との画像オンライン照会システムを新たに構築することで、各警察署への画像提供を安全かつ円滑に提供することを可能とする。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年4月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

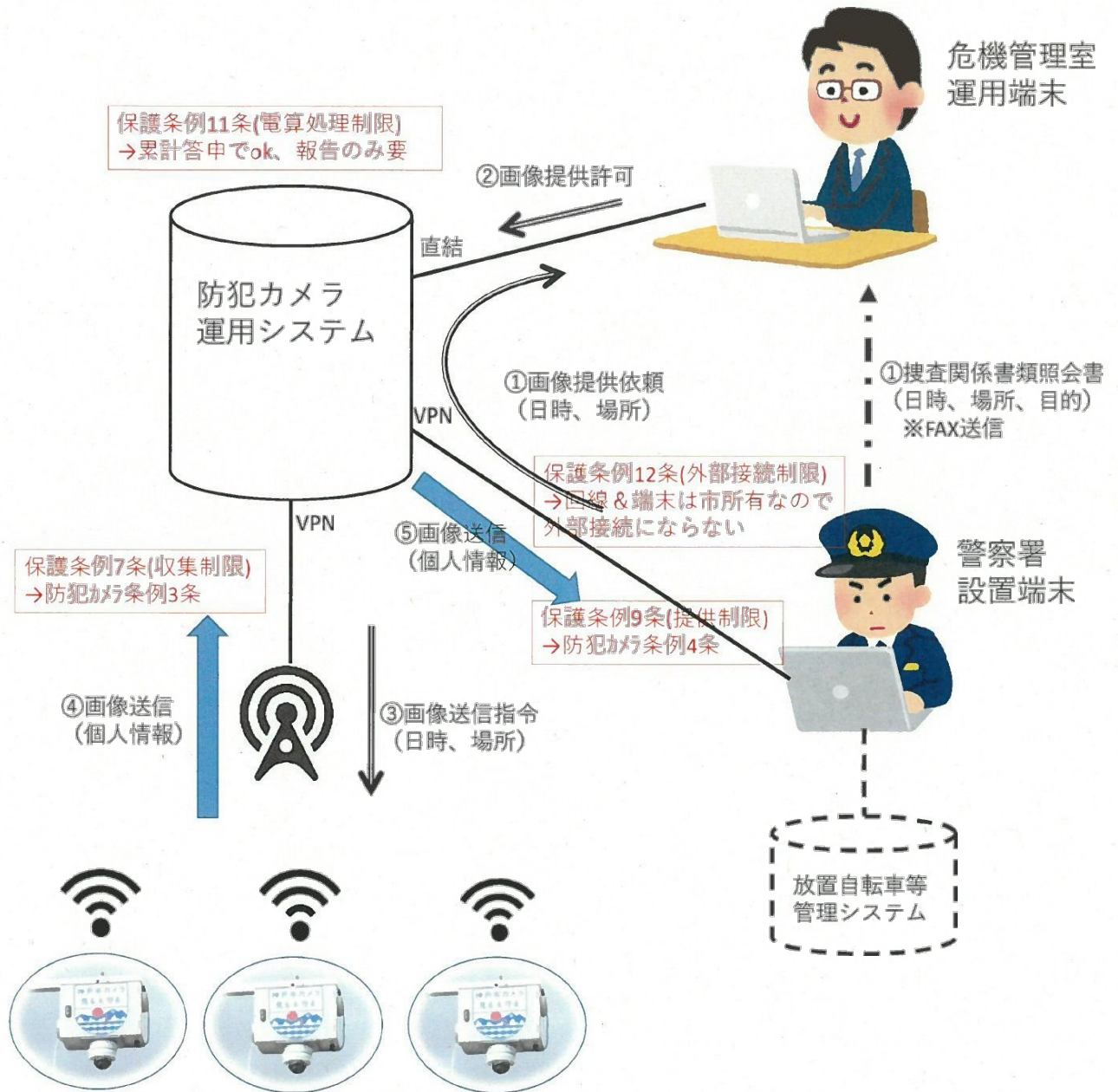
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

危機管理室



# 神戸市カメラ画像オンライン照会システム (防犯カメラ画像提供システム)



記 録 MEMO	御 注 文 元 PURCHASER	神戸市 危機管理室 御中		
	件 名 PROJECT	神戸市カメラ画像オンライン照会システム構築業務		
	据 付 場 所 SITE	神戸市役所 4号館		
	表 題 TITLE	神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書		
	プログラム名 PROGRAM NO.	—		
	オーダー番号 ORDER NO.	M0128400	機 種 MODEL NO.	—
TITLE 神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書				
Dwg No A120124-310				1 / 18

改 定 欄  
CHANGE

内 容 CONTENTS	作 成 DRAWN 日 付 DATE	照 査 CHECKED	検 認 APPROVED
-----------------	-----------------------------	----------------	-----------------

CHANGE

定

改

神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

A120124-310

2 / 18

目 次  
CONTENTS

表 題	頁 PAGE
TITLE	
1. はじめに.....	4
1.1. 防犯カメラ管理システム.....	4
1.2. カメラ画像オンライン照会システム.....	4
2. カメラ画像オンライン照会システム仕様.....	5
2.1. システム概要.....	5
2.2. ネットワーク構成.....	7
2.3. セキュリティ構成.....	8
2.3.1. ネットワークセキュリティ構成.....	8
2.3.2. アプリケーションセキュリティ構成.....	9
3. 防犯カメラ管理システムソフトウェア.....	10
3.1. 追加機能一覧.....	10
3.2. ダウンロード依頼機能.....	11
3.3. ダウンロード依頼実行機能.....	12
3.4. 利用者管理機能.....	13
3.5. 履歴管理機能.....	14
3.6. カメラ管理機能.....	15
4. 警察署設置 PC.....	18
4.1. 警察署設置 PC 諸元.....	18
4.2. 画面表示.....	18
4.3. 録画データの取得.....	18

TITLE  
神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG. No  
A120124-310

3  
18

## 1. はじめに

本仕様書は、令和二年度に導入した防犯カメラ管理システムに対して、以下のカメラ画像オンライン照会システムを実現するためのソフトウェア改修に関する仕様を記載する。防犯カメラ管理システムとカメラ画像オンライン照会システムは同一アプリケーションで構成されるが、本仕様書においては目的に応じてシステムの名称を分けて用いる。

### 1.1. 防犯カメラ管理システム

防犯カメラ管理システムは、防犯カメラと公衆回線ネットワーク、カメラ管理サーバで構成される。カメラ管理サーバはカメラの死活監視機能および録画データのダウンロード機能を提供する。既存の機能については本仕様書の範囲外とする。

### 1.2. カメラ画像オンライン照会システム

カメラ画像オンライン照会システムは、防犯カメラ管理システムのカメラ管理サーバと神戸市内の11警察署（神戸水上警察署は省く）を放置自転車管理システム専用NW（VPN）で接続し、警察署へのカメラ画像（録画データ）提供をオンライン化するシステムである。既設の防犯カメラ管理システムでは市役所庁舎内の運用PCで録画データのダウンロードを行う必要があったため、オフラインで警察署に録画データを提供する作業に大きな手間を要したが、本システムにより簡素化される。

カメラ画像オンライン照会システムは、防犯カメラ管理システムのカメラ管理サーバ上で動作するアプリケーションソフトウェアを改修し、新規機能を追加実装することで実現する。本仕様書は防犯カメラ管理システムソフトウェアの追加機能に適用される。

本システムへの追加機能は、ダウンロード依頼機能およびダウンロード依頼実行機能の2機能である。また、機能追加に伴いユーザ権限の追加や画面表示、履歴管理の改修を行う。なお、ユーザ間のワークフロー機能は有さない。

【参考】カメラ画像オンライン照会システムは以下の手順で運用される。

- ① 各警察署から神戸市危機管理室に対して、画像照会文書をFAXにて送付する。
- ② 各警察署がカメラ画像オンライン照会システムにダウンロード依頼を入力する。
- ③ 市役所職員が画像照会文書とシステムへの入力内容に差異がないことを目視確認し、ダウンロード依頼を実行する。

TITLE

神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No

A120124-310

4

18

## 2. カメラ画像オンライン照会システム仕様

### 2.1. システム概要

カメラ画像オンライン照会システムの全体概略図を以下に示す。  
既存の防犯カメラ管理システムの概略は範囲外とする。

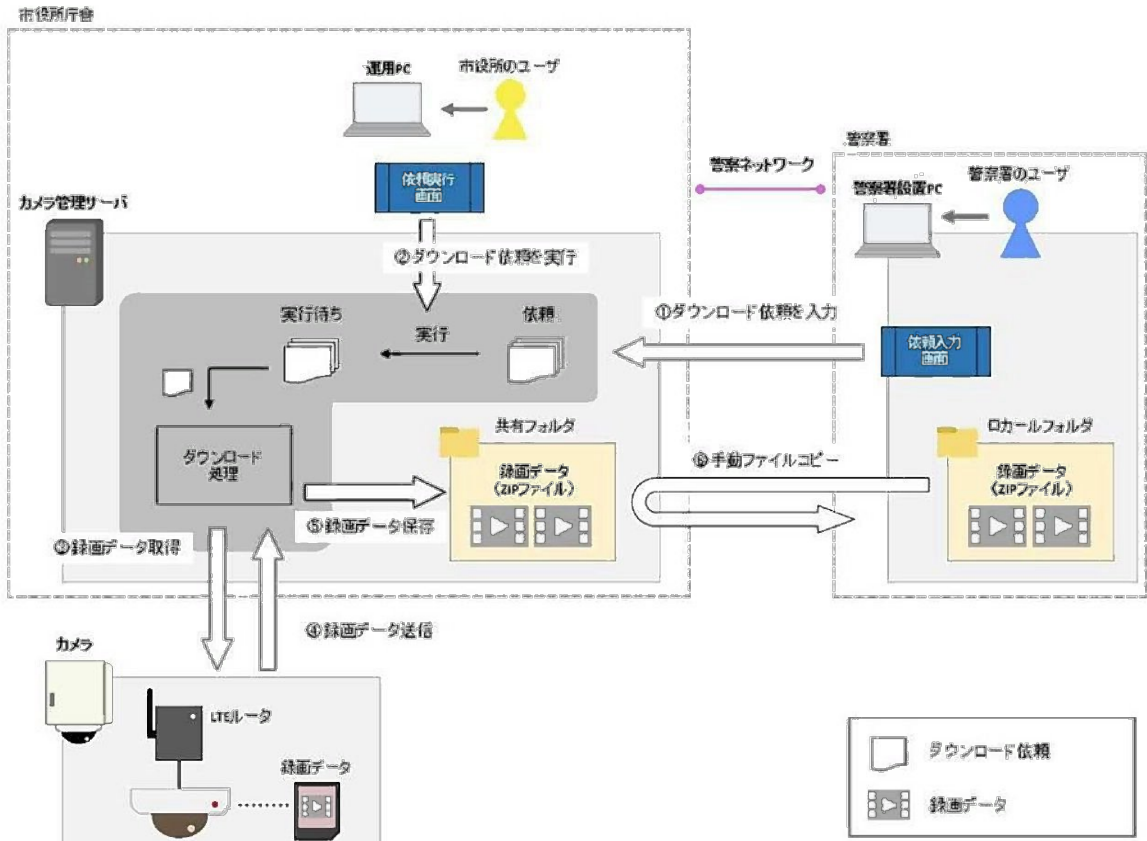


図 2.1-1 全体概略図

カメラ画像オンライン照会システムの動作概略は以下となる。

- ① 警察担当者（警察署ユーザ）は、警察署設置 PC からシステム画面を表示し、録画データのダウンロード依頼（期間、対象カメラ）を入力する。
- ② 危機管理室担当者（自治体管理ユーザ）は、運用 PC からシステム画面を表示し、ダウンロード依頼内容に対する実行操作を行う。
- ③ 依頼内容毎に順次、カメラ管理サーバがカメラに接続し、SD カードに記録された録画データの取得を要求する。
- ④ カメラがカメラ管理サーバに対して録画データを送信する。
- ⑤ カメラ管理サーバは録画データをサーバ内の共有フォルダに保存する。
- ⑥ 警察担当者は、警察署設置 PC からカメラ管理サーバの共有フォルダに接続し、録画データを手動でファイルコピーする。

TITLE  
神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG. No. A120124-310

5 / 18

表 2.1-1 用語

No.	用語	説明
1	カメラ	街中に設置している公衆回線に接続された防犯カメラ。
2	録画データ（カメラ画像）	カメラ内の SD カードに記録された映像。
3	カメラ管理サーバ	カメラの死活監視、録画データのダウンロードを行うサーバ。防犯カメラ管理システムのアプリケーションソフトウェアが常時動作している。
4	運用 PC	市役所庁舎に設置して、カメラ管理サーバに接続して操作する PC。
5	放置自転車管理システム専用 NW（VPN）	市役所庁舎と警察署を接続するネットワーク。
6	警察署設置 PC	警察署に設置して、放置自転車管理システム専用 NW 経由でカメラ管理サーバに接続して操作する PC。

TITLE

神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No

A120124-310

6

18

## 2.2. ネットワーク構成

ネットワーク構成図を以下に示す。

カメラ管理サーバのネットワークインタフェースに放置自転車管理システム専用NW（VPN）を接続し、各警察署のPCからカメラ管理サーバへオンライン接続できるようにする。放置自転車管理システム専用NWの仕様は本仕様書の範囲外とする。

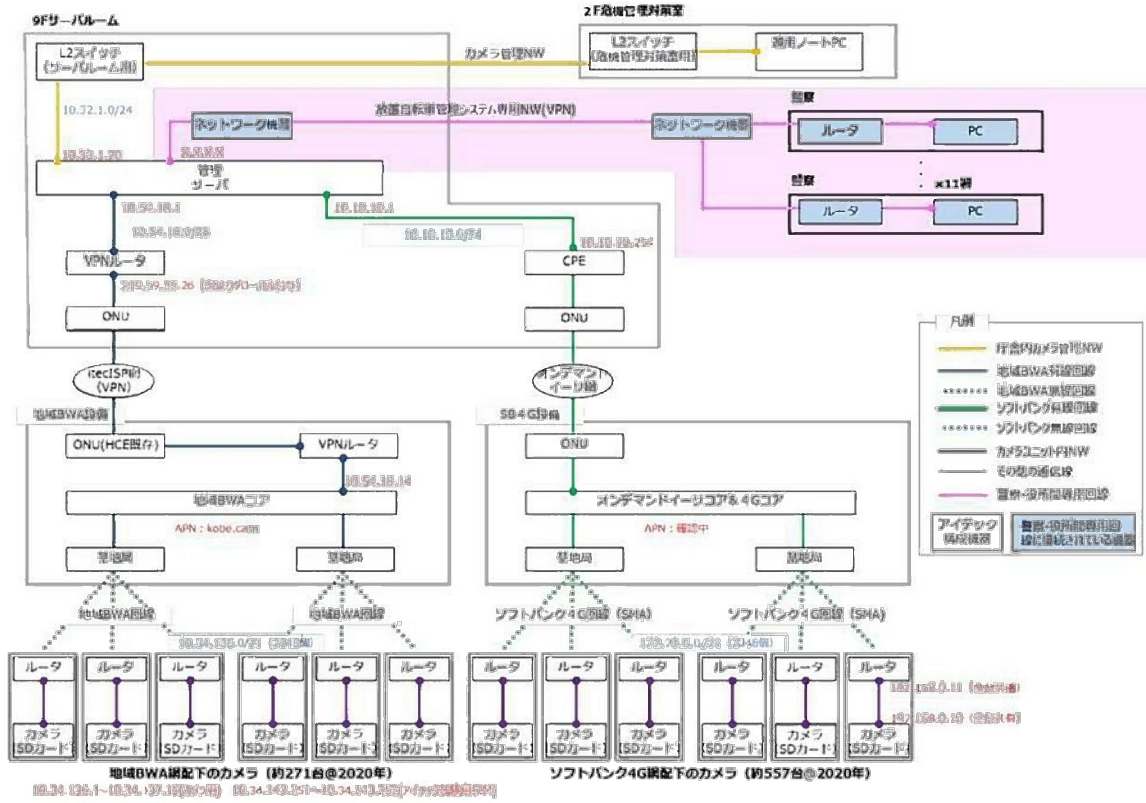


図 2.2-1 ネットワーク構成図（論理）

TITLE	
神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書	
DWG. No.	A120124-310
	7 / 18



## 2.3. セキュリティ構成

放置自転車管理システム専用 NW（VPN）接続に伴うセキュリティ構成の変更点を以下に示す。  
警察署設置 PC および放置自転車管理システム専用 NW 自体のセキュリティは本仕様書の範囲外とする。

### 2.3.1. ネットワークセキュリティ構成

- (1) 地域 BWA 回線、ソフトバンク 4G 回線およびカメラ  
警察署および放置自転車管理システム専用 NW とは完全分離されているため、警察署および放置自転車管理システム専用 NW 内からオンライン接続することはできない。また、地域 BWA 回線およびソフトバンク 4G 回線はセキュアな閉域回線であるため、外部からオンライン接続することはできない。
- (2) カメラ管理サーバ  
カメラ管理サーバと各警察署の警察署設置 PC は放置自転車管理システム専用 NW を通じて接続される。放置自転車管理システム専用 NW は市役所庁舎と警察署間を VPN で接続し、VPN トンネル間で相互に暗号化して通信が行われるため、外部からオンライン接続することはできない。
- (3) カメラ管理 NW および運用ノート PC  
警察署および放置自転車管理システム専用 NW とは完全分離されているため、警察署および放置自転車管理システム専用 NW 内からオンライン接続することはできない。また、市役所庁舎内に設置した専用ネットワークのため、外部からオンライン接続することはできない。

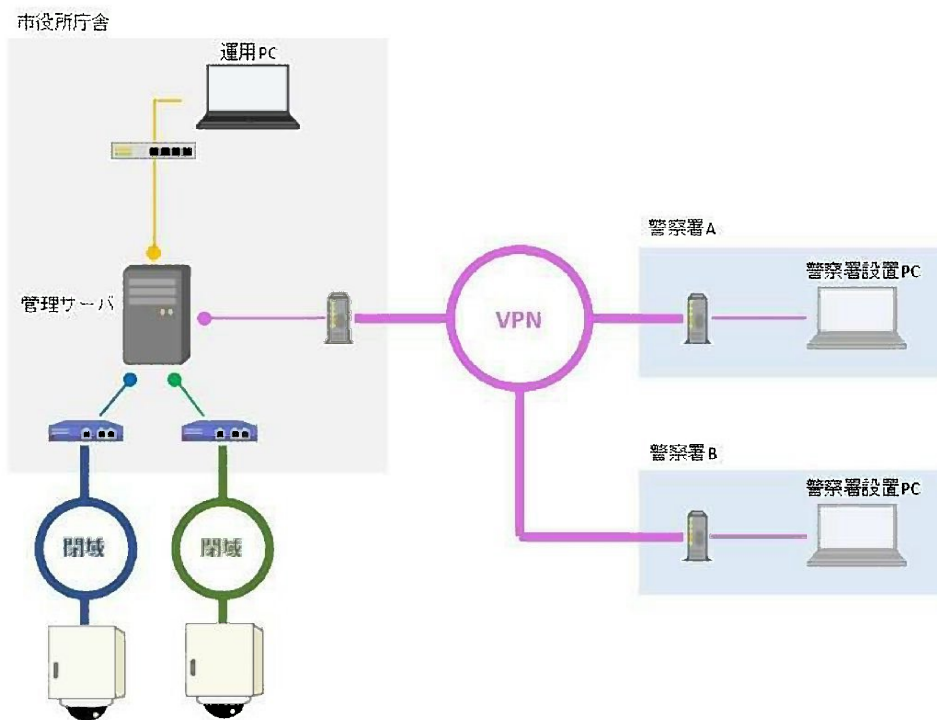


図 2.3-1 ネットワークセキュリティ構成図

TITLE  
神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No  
A120124-310

8  
18

2.3.2. アプリケーションセキュリティ構成

(1) 画面表示および操作

警察署設置 PC でアプリケーション画面を表示するためには、警察署毎に発行されたアプリケーション用ユーザ ID およびユーザパスワードによるアクセス制限を行い、警察署設置 PC 外からのアクセスを防止し、警察署毎のアクセスを識別する。

(2) ダウンロードした録画データ

カメラ管理サーバでダウンロードされた録画データは、アプリケーション用ユーザ毎の録画データフォルダへ保存される。各録画データフォルダは、警察署毎に発行されたフォルダ接続用ユーザ（カメラ管理サーバの Windows ユーザ）およびユーザパスワードによるアクセス制御を行い、該当する警察署設置 PC 外からのアクセスを防止する。

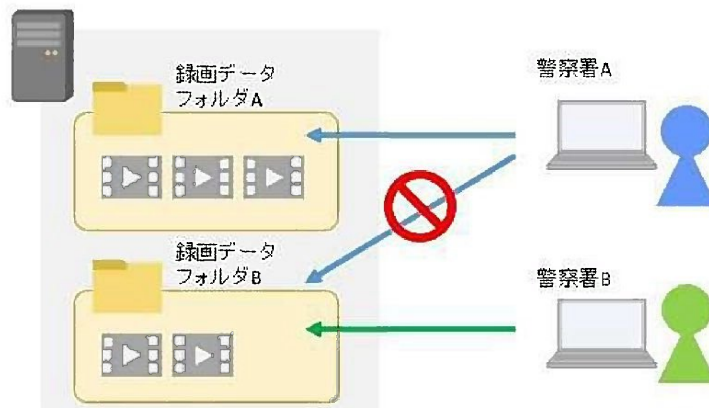


図 2.3-2 ファイルアクセス権限図

TITLE  
神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No  
A120124-310

9  
18

### 3. 防犯カメラ管理システムソフトウェア

#### 3.1. 追加機能一覧

防犯カメラ管理システムに追加する機能一覧を記載する。

表 3.1-1 機能一覧

No	機能名	改修区分
1	ダウンロード依頼機能	追加
2	ダウンロード依頼実行機能	追加
3	利用者管理機能	変更
4	履歴管理機能	変更
5	カメラ管理機能	変更

TITLE  
神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No  
A120124-310

10  
18

### 3.2. ダウンロード依頼機能

ダウンロード依頼機能は、カメラ管理サーバに登録したカメラに保存されている録画データのダウンロードを依頼する機能である。ダウンロード依頼入力画面のイメージを示す。

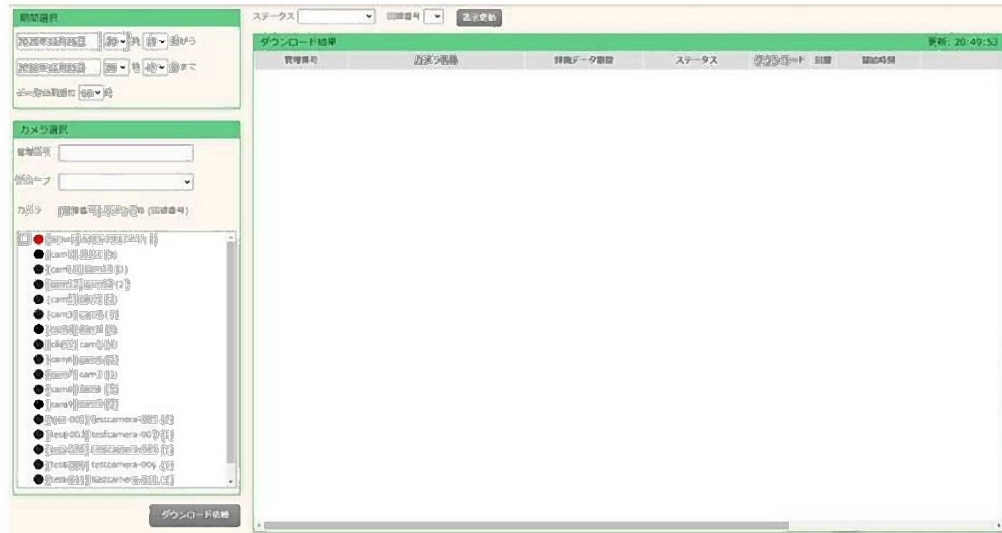


図 3.2-1 ダウンロード依頼入力画面

- (1) 対象ユーザ  
ダウンロード依頼画面は「自治体依頼者」権限を持つ警察署毎のユーザに表示され、利用できる。
- (2) ダウンロード依頼条件  
以下の条件を指定してダウンロードを依頼できる。
  - a) 期間  
録画データの期間を年月日時分～年月日時分で指定する。ただし、カメラに保存されている最古データより古い年月日時分を指定した場合、その期間のデータはダウンロードできない。指定期間が分割単位時間より大きい場合、分割されてダウンロードされる。
  - b) カメラ  
ダウンロードするカメラを指定する。カメラは複数選択（最大 2000 台）可能。ただし、死活監視異常のカメラは選択できない。
- (3) ダウンロード依頼操作  
ダウンロード依頼ボタンにてダウンロード依頼を行える。ダウンロード依頼した内容は、カメラ管理サーバに登録され、ダウンロード依頼実行機能にて実行されるまでダウンロードが開始されない。
- (4) ダウンロード結果の表示  
自身がダウンロード依頼した内容およびその実行結果が表示される。表示内容は、ダウンロード完了の一定期間（1～14 日）後に自動削除される。
- (5) ダウンロードの実行  
ダウンロード依頼実行機能にて依頼実行されると、順次ダウンロードが開始される。他ユーザ操作によるダウンロードが実行されている場合は、そのダウンロードが完了するまで順番待ちとなる。
- (6) 保存先  
ダウンロードされた録画データは、カメラ管理サーバ内に作成されたユーザ毎（依頼ユーザ毎）の共有フォルダに ZIP ファイルとして保存される。共有フォルダは読み取り専用となるため、ZIP ファイルをコピーして取得する必要がある。共有フォルダ内の録画データは、一定期間（1～14 日）後に自動削除される。

TITLE  
神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No  
A120124-310

11  
18

### 3.3. ダウンロード依頼実行機能

ダウンロード依頼実行機能は、ダウンロード依頼された内容を実行する機能である。ダウンロード依頼実行画面のイメージを示す。

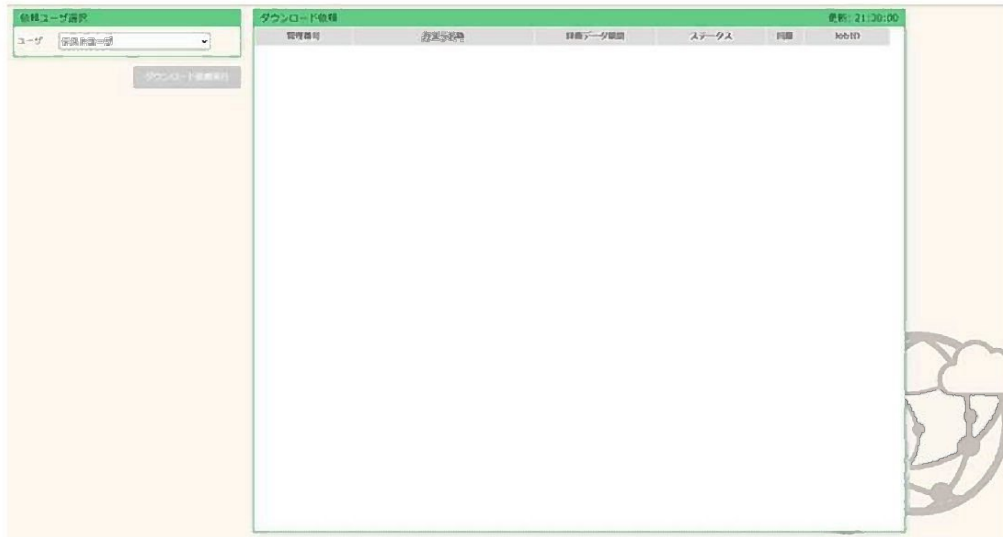


図 3.3-1 ダウンロード依頼実行画面

- (1) 対象ユーザ  
ダウンロード依頼実行画面は「自治体管理者」権限を持つ自治体管理ユーザに表示され、利用できる。
- (2) ダウンロード依頼実行条件  
以下の条件を指定してダウンロードを実行できる。
  - a) 依頼ユーザ  
ダウンロードを依頼したユーザを選択する。
- (3) ダウンロード依頼の表示  
選択したユーザによるダウンロード依頼中の内容が表示される。ダウンロード実行、完了、中止した内容は表示されない。
- (4) ダウンロード依頼実行操作  
ダウンロード依頼実行ボタンにて選択したユーザのダウンロード依頼を実行できる。選択したユーザのダウンロード依頼中の内容がなければ、依頼実行操作は行えない。  
ダウンロード依頼を実行すると、順次、カメラ管理サーバがカメラから録画データを取得する。
- (5) 中止  
ダウンロード依頼実行した内容は、録画データダウンロード画面から中止操作できる。

TITLE  
神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No  
A120124-310

12  
18

### 3.4. 利用者管理機能

利用者管理機能は、防犯カメラ管理システムの画面操作を行うユーザを管理する機能である。  
ダウンロード依頼機能を利用するため、新たに「自治体依頼者」権限を追加し、警察署毎に1ユーザ（計11ユーザ）を設ける。自治体の管理ユーザは「自治体管理者」権限のユーザで操作する。以下にユーザ別に利用できる画面一覧を示す。

表 3.4-1 ユーザ別画面一覧

No.	画面	用途	自治体管理者 (自治体管理ユーザ)	自治体依頼者 (警察署毎のユーザ)
1	最新事象	最新のカメラの死活監視結果を表示する。	○	○
2	パスワード変更画面	自身のパスワードを変更する。	○	○
3	録画データダウンロード画面	録画データをダウンロードする。	○	×
4	カメラ一覧画面	カメラの死活状態、各情報を管理する。	○	○
5	履歴画面	システムの履歴を表示する。	○	×
6	画像キャプチャ画面	カメラの画像キャプチャを取得する。	○	×
7	ダウンロード履歴画面	ダウンロードの履歴を表示する。	○	×
8	グループ管理画面	カメラのグループを管理する。	○	×
9	ユーザ管理画面	ユーザの情報を管理する。	○	×
10	ダウンロード依頼画面	ダウンロード依頼を行う。	×	○
11	ダウンロード依頼実行画面	ダウンロード依頼を実行する。	○	×

TITLE

神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No

A120124-310

13  
18

記録  
MEMO

### 3.5. 履歴管理機能

履歴管理機能は、カメラ管理サーバの動作およびユーザ操作を蓄積し、画面表示する機能である。

(1) 操作履歴

機能追加に伴い「ダウンロード依頼操作」「ダウンロード依頼実行操作」の内容を蓄積する。

(2) ダウンロード履歴

ダウンロード履歴にユーザ情報（依頼者）を追加する。

TITLE

神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No

A120124-310

14  
18

### 3.6. カメラ管理機能

カメラ管理機能は、カメラの死活状態および各情報を管理し、画面表示する機能である。  
「自治体依頼者」権限の追加に伴い、カメラ一覧画面とカメラ情報画面に対し、権限に応じて機能制限を行う。

表 3.6-1 ユーザ別カメラ管理機能制限一覧

No.	機能	操作	自治体管理者 (自治体管理ユーザ)	自治体依頼者 (警察署毎のユーザ)
1	死活監視機能	参照	○	○
2		強制死活監視操作	○	×
3		録画再開完了操作	×	×
4	保守モード機能	切り替え操作	×	×
5	カメラ管理機能	カメラ追加操作	×	×
6		カメラ削除操作	×	×
7		カメラ情報参照（基本情報）※1	○	○
8		カメラ情報参照（設置情報）※2	○	○
9		カメラ情報参照（接続情報）※3	○	×
10		カメラ情報編集操作（基本情報）※1	×	×
11		カメラ情報編集操作（設置情報）※2	○	×
12		カメラ情報編集操作（接続情報）※3	×	×

※1 基本情報：管理番号、カメラ名称、グループ

※2 設置情報：住所、緯度経度、備考、地図画像、画角画像

※3 接続情報：機種、IPアドレス、ポート番号、認証方式、ユーザID、パスワード、回線番号、監視種別、接続方式

TITLE

神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No

A120124-310

15  
18



カメラ一覧画面およびカメラ情報画面のイメージを示す。

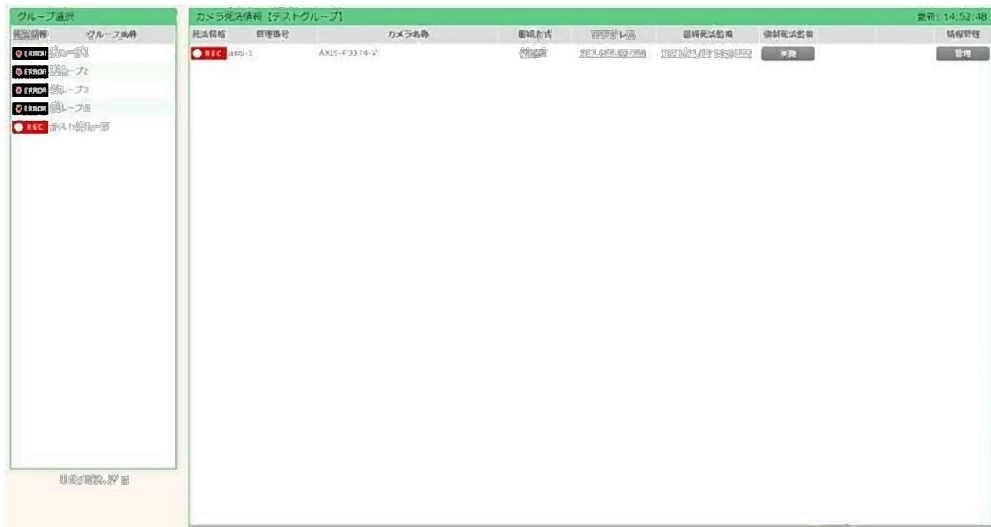


図 3.6-1 カメラ一覧画面 (自治体管理者)

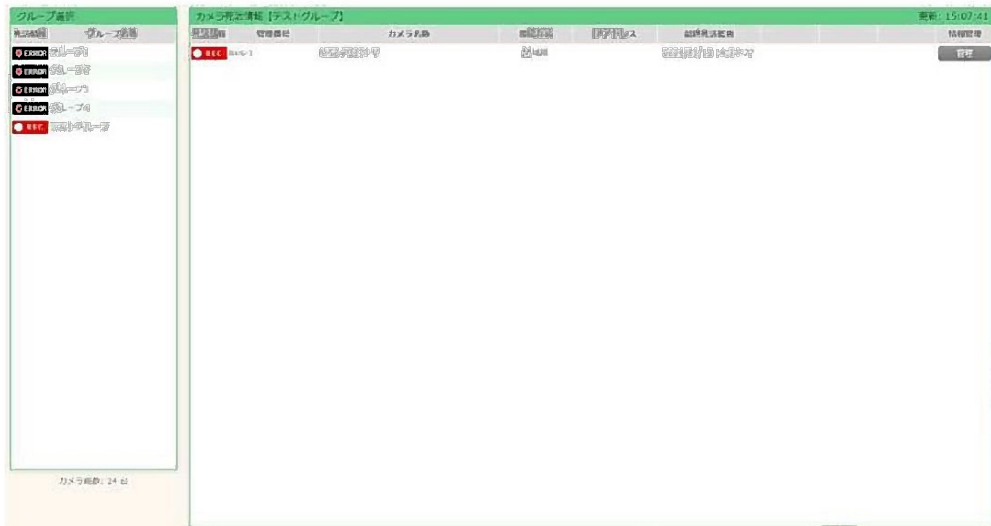


図 3.6-2 カメラ一覧画面 (自治体依頼者)

TITLE  
神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No  
A120124-310

16  
18

**カメラ情報 (編集)**

管理番号: 0005-1 ※ 「0」, 「-」, 「?」 は使用できません。

カメラ名称: AXIS-P3374-V


グループ: テストグループ

住所: 1丁目

緯度: 100 経度: 200

備考:

地図画像:  ファイルを選択 | 選択されていません

画内画像:  ファイルを選択 | 選択されていません

機種: Axis (汎用) IPアドレス: 192.168.10.216 ポート番号: 80

認証方式: Digest認証 ユーザID: root パスワード: Rec000

画符番号: 1 監視権利: 録画異常監視と死活監視 接続方式: 有線LAN

保存

図 3.6-3 カメラ情報画面 (自治体管理者)

**カメラ情報 (編集)**

管理番号: 0005-1 ※ 「0」, 「-」, 「?」 は使用できません。

カメラ名称: AXIS-P3374-V

グループ: テストグループ

住所: 1丁目

緯度: 100 経度: 200

備考:

地図画像:  ファイルを選択 | 選択されていません

画内画像:  ファイルを選択 | 選択されていません

図 3.6-4 カメラ情報画面 (自治体依頼者)

TITLE  
神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No  
A120124-310

17  
18

## 4. 警察署設置 PC

### 4.1. 警察署設置 PC 諸元

カメラ管理サーバにオンライン接続して操作するための警察署設置 PC の諸元を以下に示す。

表 4.1-1 警察署設置 PC 諸元

項目	諸元
OS	Windows10 64bit
CPU	インテル® CORE i5 (8th gen) もしくは同等性能以上
メモリ (OS 含む)	4GB (8GB 以上推奨)
ディスク容量	録画データファイルを一時的に扱うための十分な空き容量
ディスプレイ	1920×1080 以上の解像度
ネットワーク	放置自転車管理システム専用 NW と接続可能な 10Mbps 以上のネットワークインタフェース
ブラウザ	Chrome (84~) Edge (Chromium 版、84~)

### 4.2. 画面表示

警察署設置 PC はブラウザを利用してカメラ管理サーバに接続し、防犯カメラ管理システムの Web 画面を表示、操作する。Web 画面の表示には、アプリケーション用のユーザ ID とユーザパスワードの入力によるログイン操作が必要となる。Web 画面は必要に応じて表示、操作する運用のため、警察署設置 PC の停止、放置自転車管理システム専用 NW 切断等による影響はない。

### 4.3. 録画データの取得

録画データのダウンロードはカメラ管理サーバで動作し、カメラ管理サーバの共有フォルダにファイル保存されることで完了とする。よって、警察署設置 PC の停止、放置自転車管理システム専用 NW 切断等による影響はない。

警察署設置 PC は Windows のファイル共有機能 (SMB 接続機能) を利用して、カメラ管理サーバの共有フォルダへ接続する。共有フォルダは警察署毎に用意され、警察署毎に発行されたフォルダ接続用ユーザ (カメラ管理サーバの Windows ユーザ) およびユーザパスワードによる接続認証が必要となる。

ユーザは手動で共有フォルダへアクセスし、ファイルを警察署設置 PC のローカルフォルダへコピーして取得する必要がある。共有フォルダは読み取り専用となっており、録画データはダウンロード完了の一定期間 (1~14 日) 後に自動削除される。

TITLE

神戸市防犯カメラ管理システム改修仕様書

DWG No

A120124-310

18  
18

(様式4)

文中図総第 1449 号  
令和 3 年 3 月 11 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

名谷図書館座席管理システム

2 システムの概要

館内設置の専用端末からクラウド上のサーバに図書館利用 ID（図書館カード番号）を照会。有効な ID に対し、当日の座席の利用予約状況を表示し、希望時間枠の中で座席をアトラダムに機器が指定する。ID ごとに時間や回数を管理。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 4 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：文化スポーツ局中央図書館総務課担当課長鎌田・担当係長西山

連絡先：371-3352

(様式3)

企情第4396号の2  
令和3年3月9日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

1 件名(システムの名称)

名谷図書館座席管理システム

2 システムの概要

館内設置の専用端末からクラウド上のサーバに図書館利用ID(図書館カード番号)を照会。有効なIDに対し、当日の座席の利用予約状況を表示し、希望時間枠の中で座席をアトラダムに機器が指定する。IDごとに時間や回数を管理。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年4月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

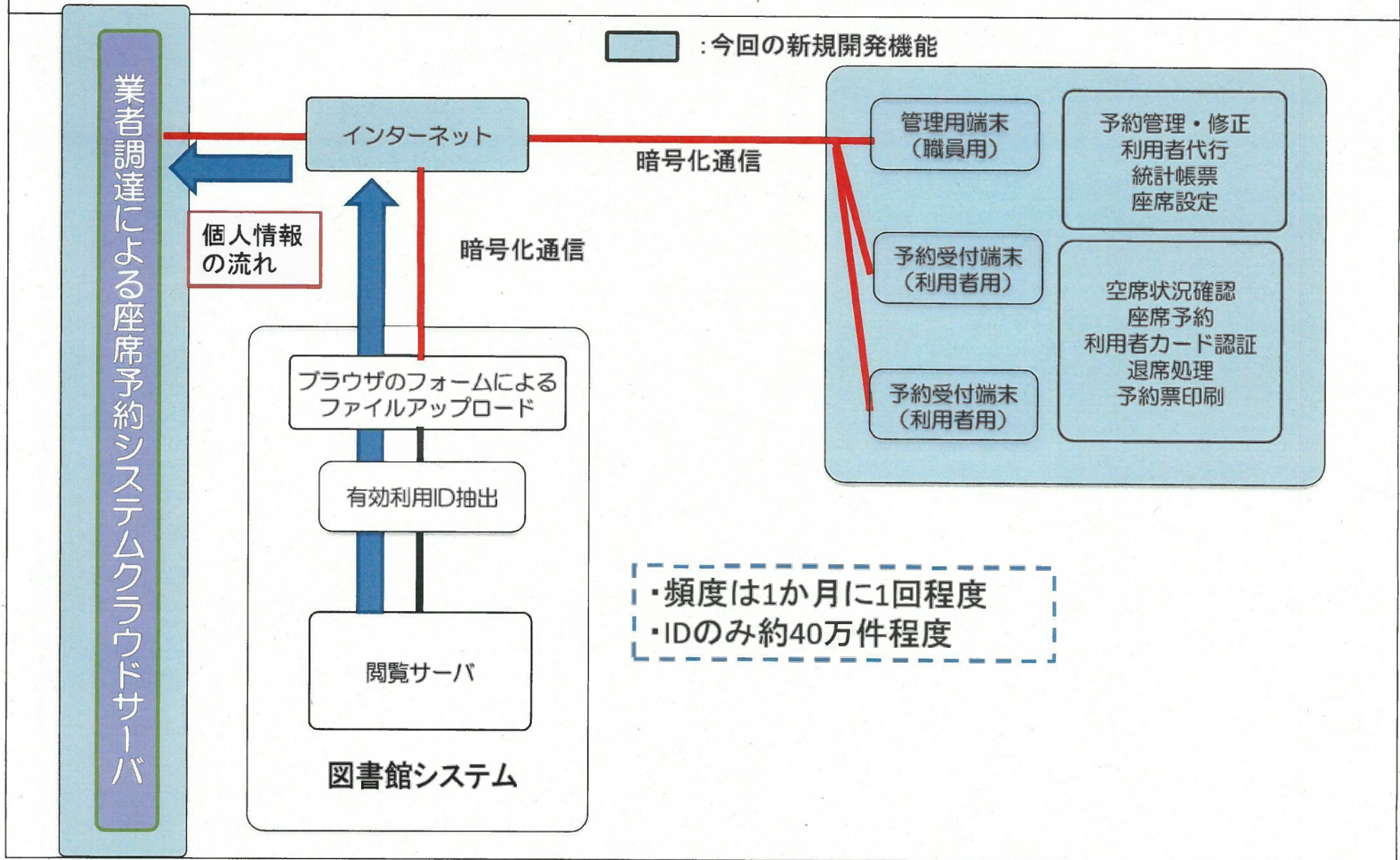
7 実施機関(所属の名称)

文化スポーツ局中央図書館

システム名

# 座席予約システム概要図

■ : 今回の新規開発機能

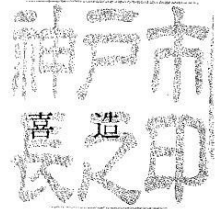


(様式4)

神戸青第 3671 号  
令和 3 年 3 月 15 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）  
神戸市ファミリー・サポート・センター事業における運営支援システム
- 2 システムの概要
  - ・ファミリー・サポート・センター事業における会員情報の管理
  - ・子どもの預かり活動のマッチング
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 4 月から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例 11 条第 1 項 類型 10  
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 担当者及び連絡先  
担当者：こども家庭局こども青少年課 西 今西  
連絡先：078-322-6399（内線 4805）

(様式3)

企情第 4206 号の 2  
令和 3 年 2 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る  
副申

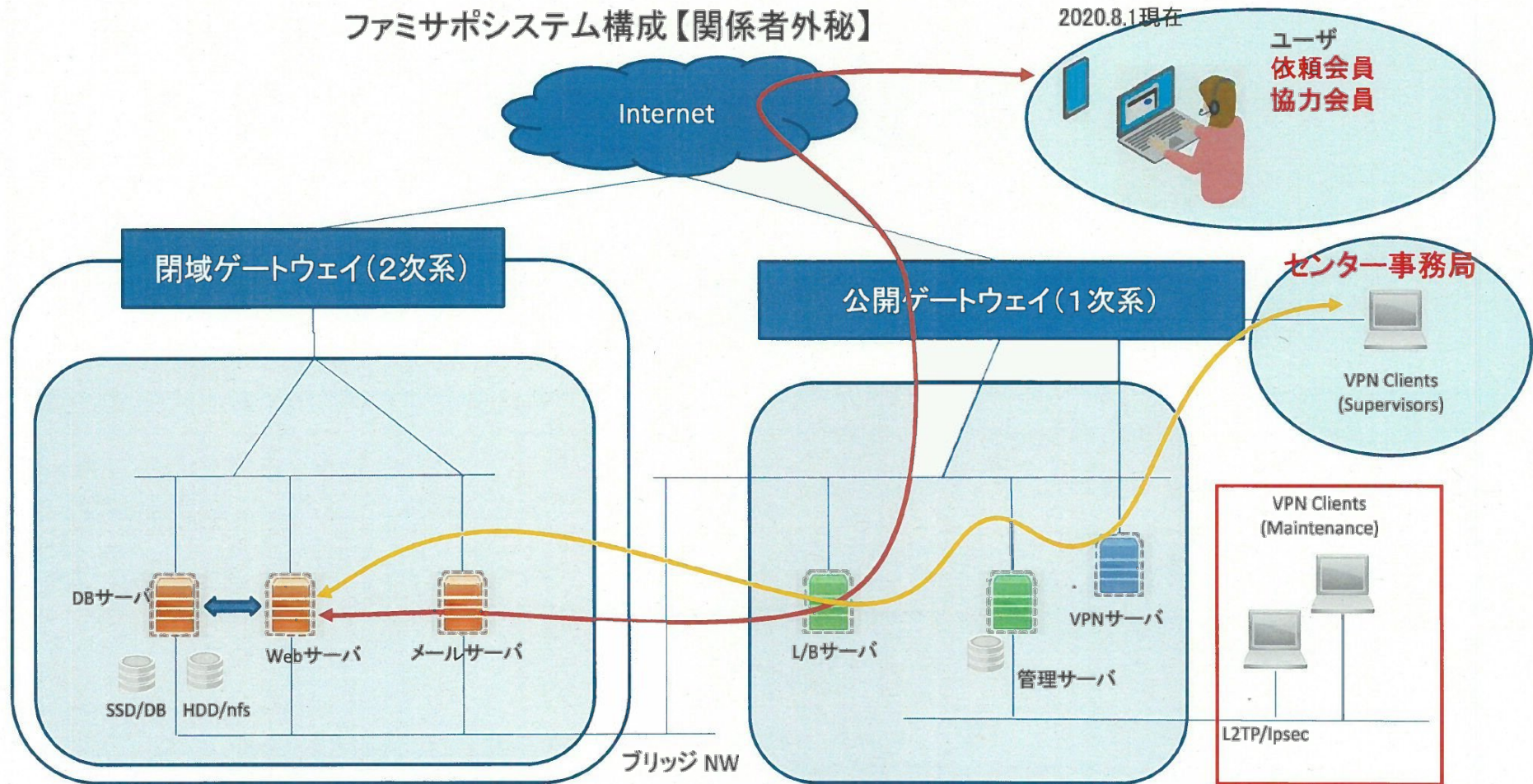
新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の  
情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じら  
れていることを確認いたしました。

#### 記

- 1 件名 (システムの名称)  
神戸市ファミリー・サポート・センター事業における運営支援システム
- 2 システムの概要
  - ・ファミリー・サポート・センター事業における会員情報の管理
  - ・子どもの預かり活動のマッチング
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 3 年 4 月から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例 11 条第 1 項 類型 10  
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)  
こども家庭局こども青少年課



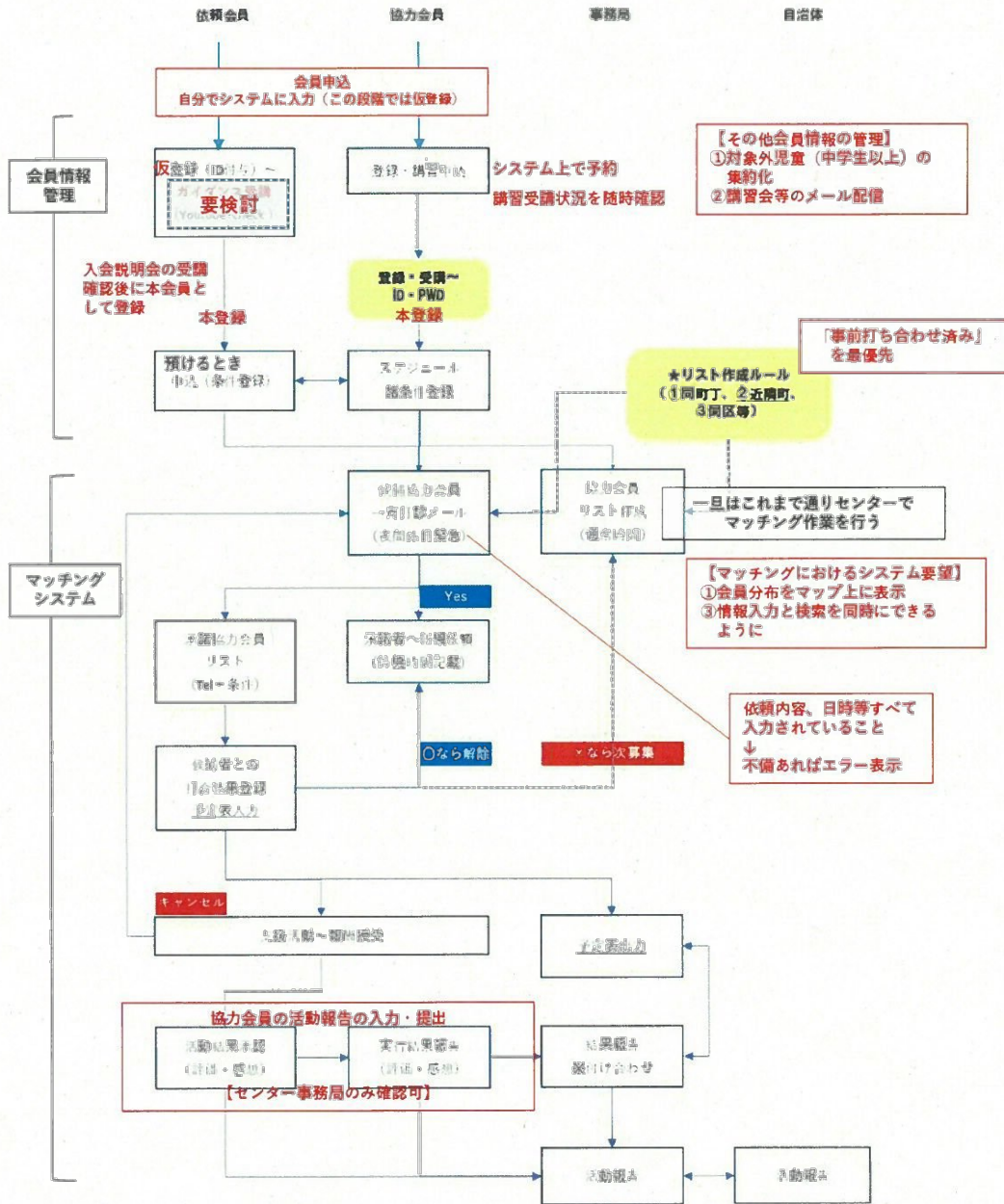
# ファミサポシステム構成【関係者外秘】



## ファミサポシステム構成の特徴

- ・隔離されたシステム  
ロードバランサーのみ公開し、Web/DB双方が隔離されている
- ・容易な冗長化  
構築当初からロードバランサーを用意し、アクセス増に対応しやすい構成
- ・障害発生時には2次系でサービスを継続可能

ファミリーサポート運営支援システム処理フロー

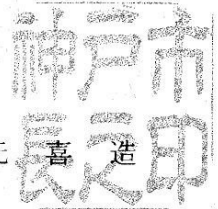


(様式4)

建下管第 2550 号  
令和 3 年 3 月 1 1 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）  
神戸市下水道台帳管理システム
- 2 システムの概要  
本システムは仮想化基盤上に構築されており、下水道台帳情報並びに下水道施設に関連する苦情通報情報、浚渫清掃情報等を管理するものである。モバイル端末(LTE 端子を接続した統合管理 PC)の追加に伴い、システムの構成図を変更する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 4 月 1 日（予定）から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例 11 条第 1 項 類型 10  
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 担当者及び連絡先  
担当者：建設局下水道部管路課管路係 梶  
連絡先：078-806-8759

(様式3)

企情第4336号の2  
令和3年3月9日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

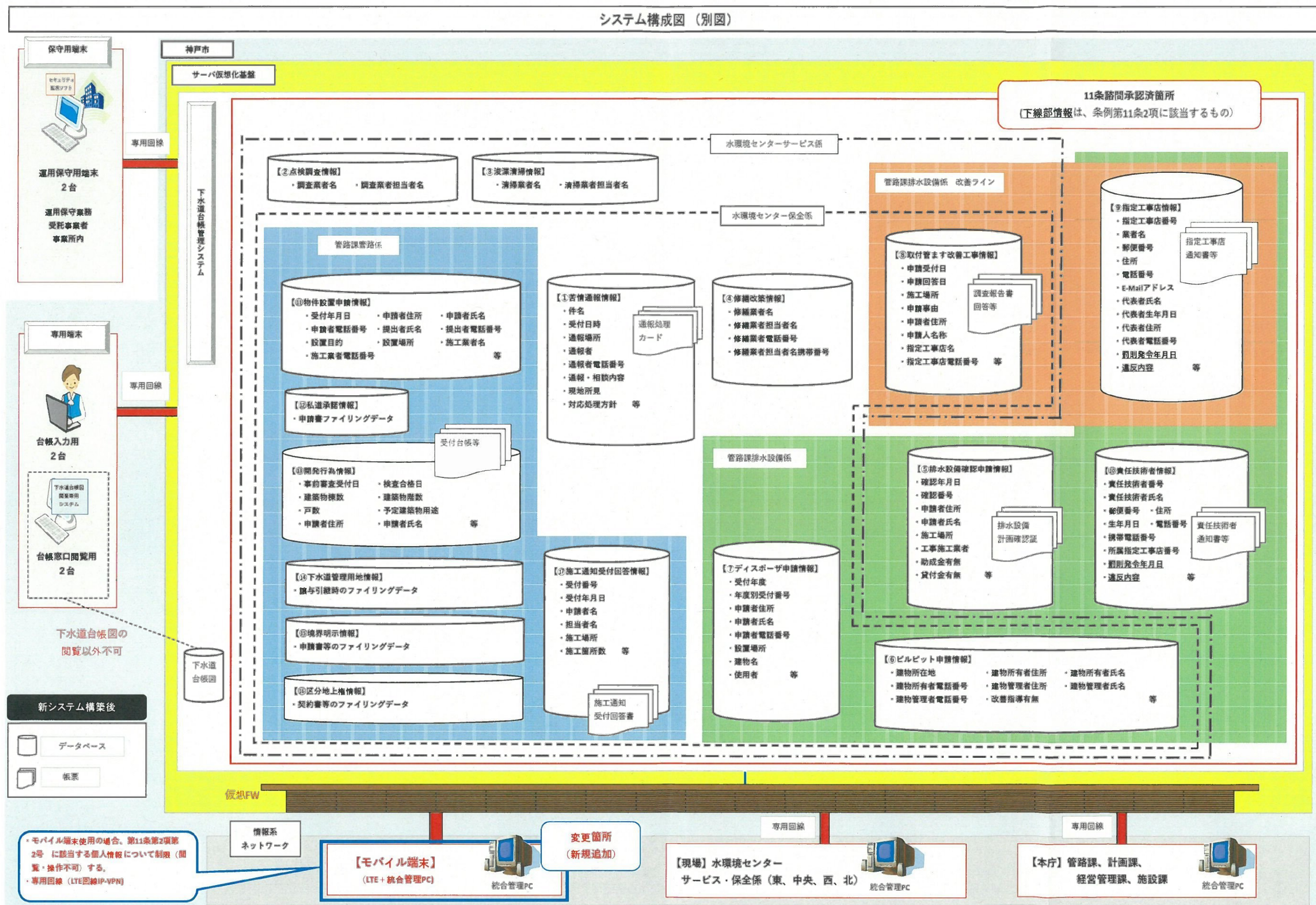
神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

- 1 件名(システムの名称)  
神戸市下水道台帳管理システム
- 2 システムの概要  
本システムは仮想化基盤上に構築されており、下水道台帳情報並びに下水道施設に関連する苦情通報情報、浚渫清掃情報等を管理するものである。モバイル端末(LTE 端子を接続した統合管理PC)の追加に伴い、システムの構成図を変更する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年4月1日(予定)から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例11条第1項 類型10  
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関(所属の名称)  
建設局下水道部管路課

システム構成図（別図）



(様式4)

教委児第1203号  
令和3年3月10日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市教育長 長 田



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

スクールカウンセラー相談オンライン予約システム

2 システムの概要

市立学校園において実施されている、児童生徒及び保護者向けのスクールカウンセラーによる相談・カウンセリングについて、オンライン上で予約することを可能にする。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年4月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当及び連絡先

担当者：教育委員会事務局児童生徒課

連絡先：078-984-0724（内線956-6441）

(様式 3)

企情第 4228 号の 2  
令和 3 年 3 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

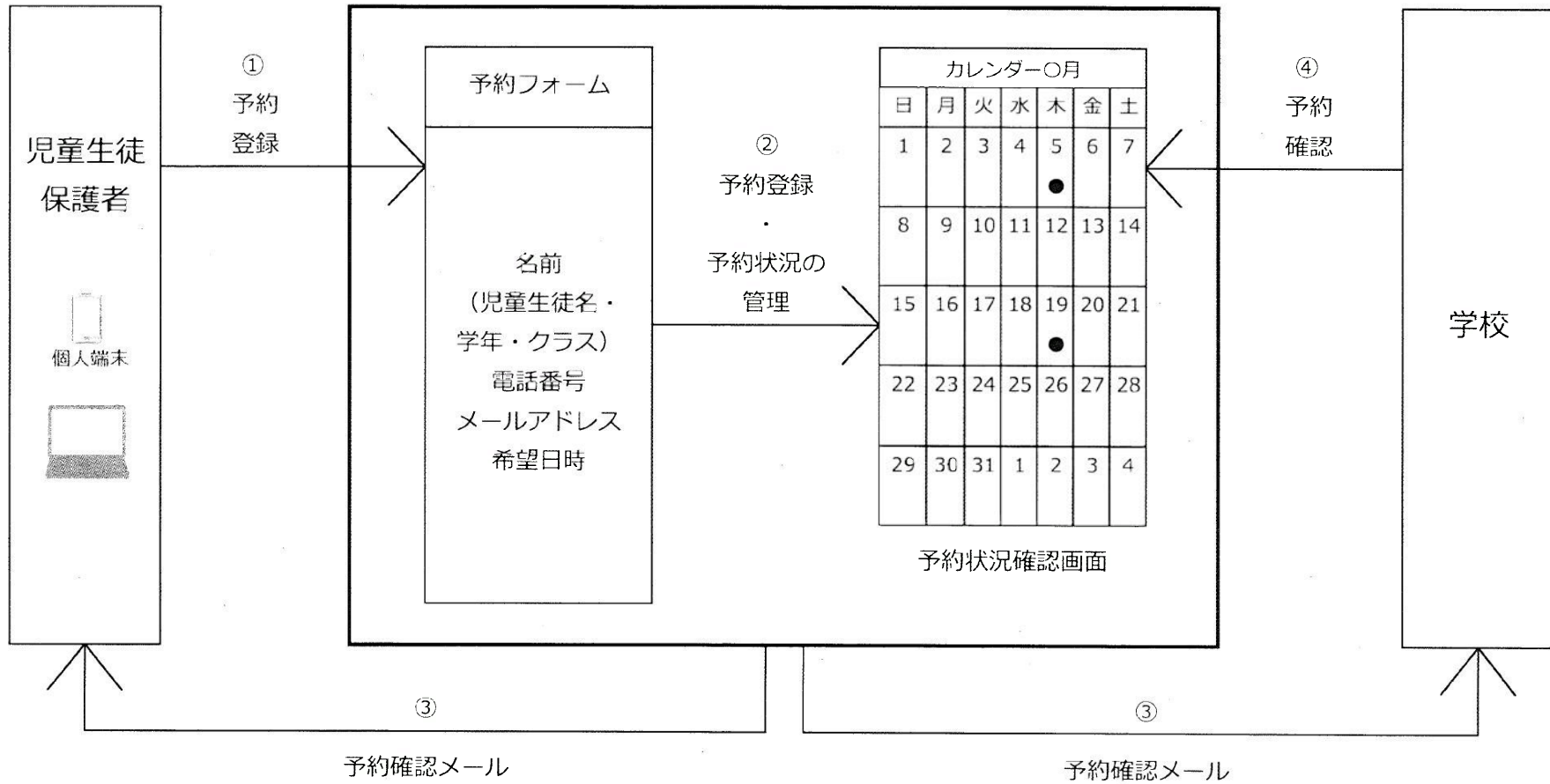
- 1 件名 (システムの名称)  
スクールカウンセラー相談オンライン予約システム
- 2 システムの概要  
市立学校園において実施されている、児童生徒及び保護者向けのスクールカウンセラーによる相談・カウンセリングについて、オンライン上で予約することを可能にする。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 3 年 4 月 1 日から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例 11 条第 1 項 類型 10  
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)  
教育委員会事務局児童生徒課



# スクールカウンセラー相談オンライン予約システムのイメージ

## RESERVA予約システム

<https://reserva.be/>





(様式4)

神 福 保 第 3378 号  
令 和 3 年 3 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

課税調査事務

2 システムの概要

生活保護受給者のリストを行財政局市民税課へ提供し、行財政局市民税課が生活保護受給者の就労先情報等をリストに紐づけ、課税調査事務を効率的に行う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年6月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：福祉局保護課 大田

連絡先：内線 3062

(様式3)

企情第4203号の2  
令和3年2月24日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

1 件名(システムの名称)

課税調査事務

2 システムの概要

生活保護受給者のリストを行財政局市民税課へ提供し、行財政局市民税課が生活保護受給者の就労先情報等をリストに紐づけ、課税調査事務を効率的に行う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年6月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

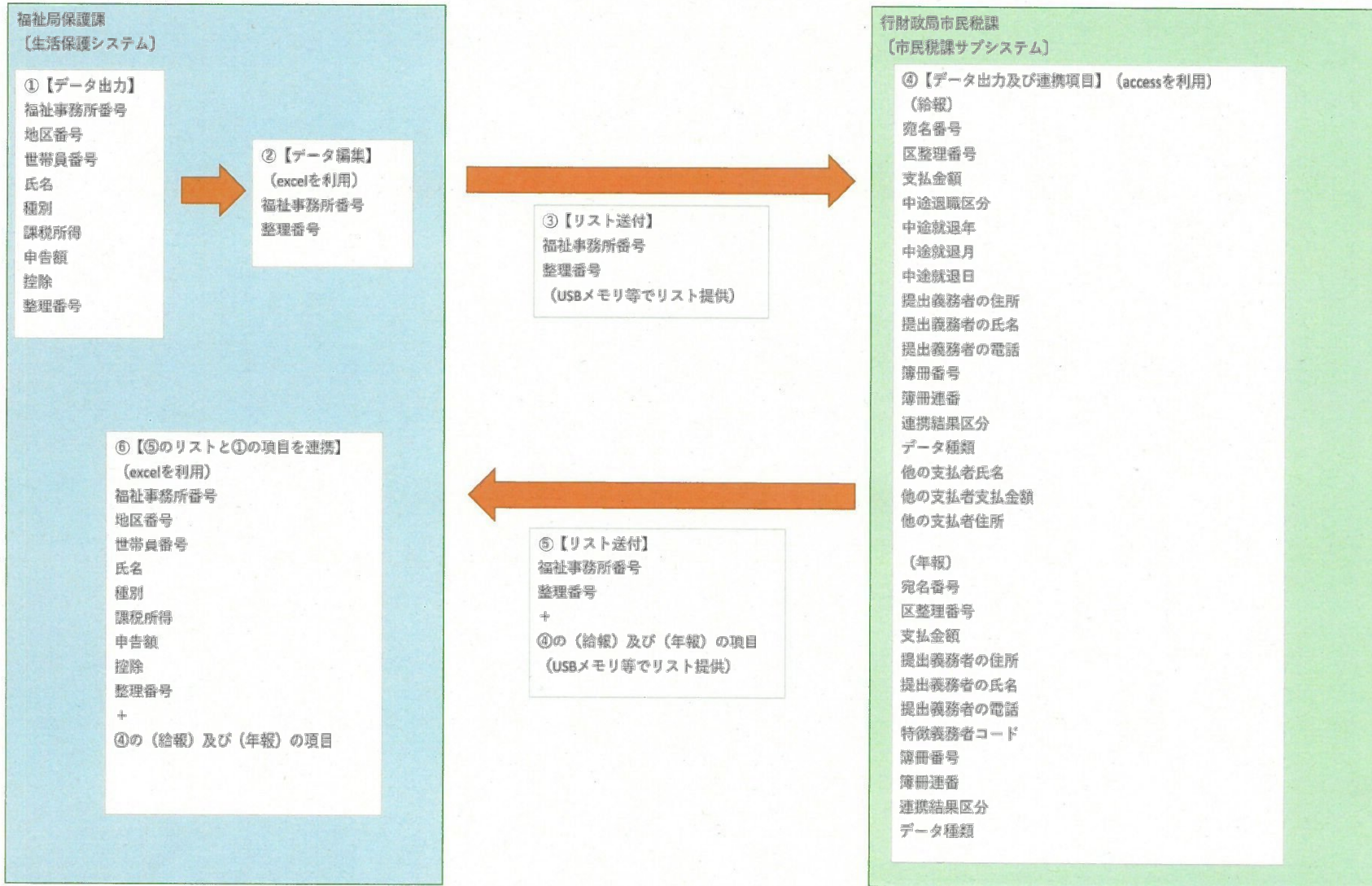
条例11条第1項 類型10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

福祉局保護課

課税調査事務



(様式4)

神水お 第 771 号  
令和 3 年 1 月 29 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市水道事業管理者  
山本 泰生



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

Web口座振替受付サービス業務

2 システムの概要

水道料金等を納付するため実施している口座振替・自動払込みの申込手続きをインターネット上でも可能とするサービスで、申込者がインターネット上で口座振替を申し込むに当たり、利用規約の表示、科目・金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示といった申込から登録までの一連の作業を完了させ、また金融機関に申込者の口座情報の照会・登録依頼を行い、対象金融機関への口座情報登録が完了した後、申込者と本市に対し口座振替等受付結果を還元する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年10月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：水道局お客さまサービス課 萩原 堂蘭

連絡先：TEL 322-5885 （内線 901-5917）

(様式3)

企情第 3880 号の 2  
令和 3 年 1 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)

### 神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

##### 1 件名（システムの名称）

Web口座振替受付サービス業務

##### 2 システムの概要

水道料金等を納付するため実施している口座振替・自動払込みの申込手続きをインターネット上でも可能とするサービスで、申込者がインターネット上で口座振替を申し込むに当たり、利用規約の表示、科目・金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示といった申込から登録までの一連の作業を完了させ、また金融機関に申込者の口座情報の照会・登録依頼を行い、対象金融機関への口座情報登録が完了した後、申込者と本市に対し口座振替等受付結果を還元する。

##### 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

##### 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

##### 5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年10月1日から

##### 6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

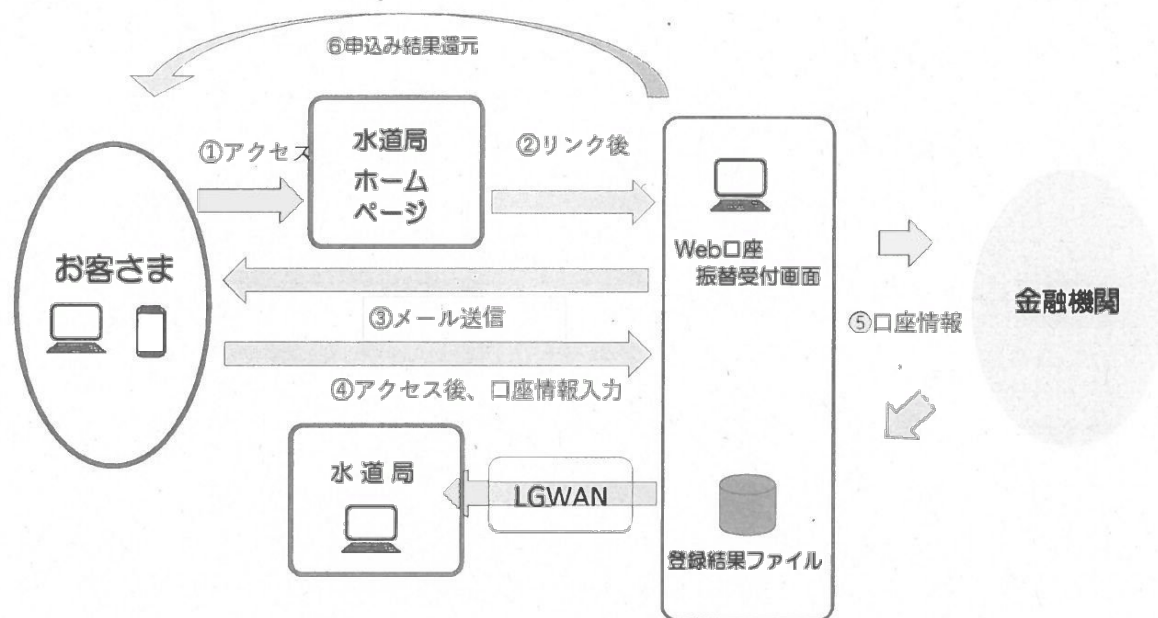
条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

##### 7 実施機関（所属の名称）

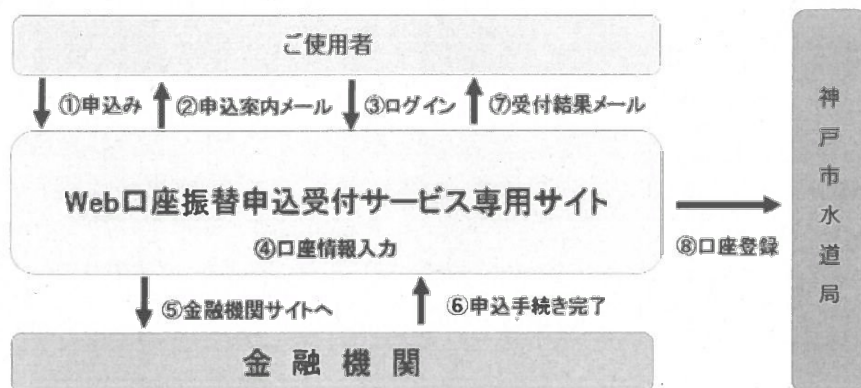
水道局お客さまサービス課

システム構成図



※メールでの申込を省いたダイレクト方式の場合は③のメール送信はなく、お客様は②住所等の情報と④口座情報を入力する。  
 ※⑥の結果還元はメールまたは画面表示で行う。

## 個人情報データの流れ



※メールでの申込を省いたダイレクト方式の場合は①・②はなく、③から始め、⑦の受付結果メールの代わりに画面で登録結果を確認できるようにします。

### ①申込み

専用サイトで基本情報や水道情報等を入力し、申込みを行います。

### ②申込案内メール

入力したメールアドレスに口座情報入力サイトのURLとパスワードのメールが2通届きます。

### ③ログイン

(メールに添付されたURLを開き、お客様番号及びパスワードを入力し、) ログインします。

※ログイン後、⑥より前に画面を閉じると、再度初めからの手続きが必要となります。

### ④口座情報入力

ログイン後、口座情報を入力します。

### ⑤金融機関サイトへ

金融機関サイトへ遷移します。

### ⑥申込手続き完了

申込手続きが完了しますと、専用サイトへ戻ります。

### ⑦受付結果メール

申込手続きが正常に完了しましたら、受付完了メールが入力したメールアドレスに届きます。

※金融機関情報が誤っている場合や受付が完了していない場合は再度の手続きをお願いするメールが送付されます。(ダイレクト方式の場合は画面で確認できます。)

### ⑧口座登録

口座登録情報等に不備がない場合、水道局のシステムに手動 or RPAで口座が登録されます。



(様式4)

神福高第2907号  
令和3年3月10日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

#### 記

1 件名（システムの名称）

福祉情報システム（福祉乗車証業務）

2 システムの概要

福祉情報システムにおける福祉乗車証業務へ手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳）住所情報が自動連携を行うようシステム改修を行う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和4年1月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10、条例11条第2項第2号 類型3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：昌武

連絡先：内線(3143)

(様式3)

企情第4418号の2  
令和3年3月10日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長  
(神戸市情報セキュリティ責任者)  
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

#### 記

- 1 件名(システムの名称)  
福祉情報システム(福祉乗車証業務)
- 2 システムの概要  
福祉情報システムにおける福祉乗車証業務へ手帳(身体障害者手帳,療育手帳,精神障害保健福祉手帳)住所情報が自動連携を行うようシステム改修を行う。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働(業務開始)時期 令和4年1月1日から
- 6 適用させる類型事項  
新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3  
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関(所属の名称)  
福祉局高齢福祉課

福祉情報システムにおける福祉乗車証業務の改修及び情報項目の追加について

